

第3章 人形峠環境技術センター

1. 人形峠環境技術センターの概要

人形峠環境技術センターは、これまで核燃料サイクルにおけるフロントエンドに位置するウランの探鉱から採鉱、製錬、転換、そしてウラン濃縮までの技術開発を実施し、現在ではこれらの技術開発に使用してきた施設・設備の廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分などのバックエンドに係る技術開発を取り組んでいます。

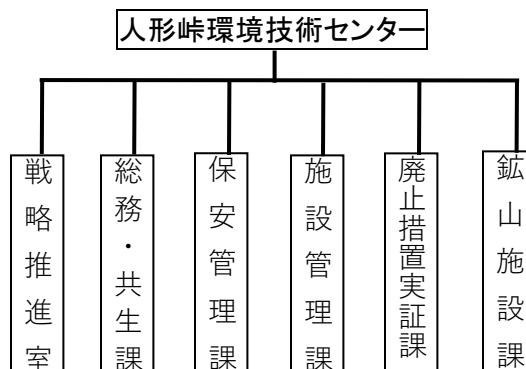
平成29年3月の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいては、原子力災害対策を実施すべき地域を設定する必要がなくなりましたが、鳥取県では、平常時モニタリングを引き続き実施とともに、防災対策の実施の観点から人形峠環境技術センターで事故が発生した場合においては、従前と同じく原子力施設から500mを基準として施設敷地内の防護措置が必要となるような事象の発生に備え、平時から防災対策を準備し、原子力災害時には国の指示、緊急時モニタリング等の状況に応じて具体的な対応の判断を行います。

(1) 組織体制

事業者：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

所在地：岡山県苦田郡鏡野町上齋原1550番地

組織：



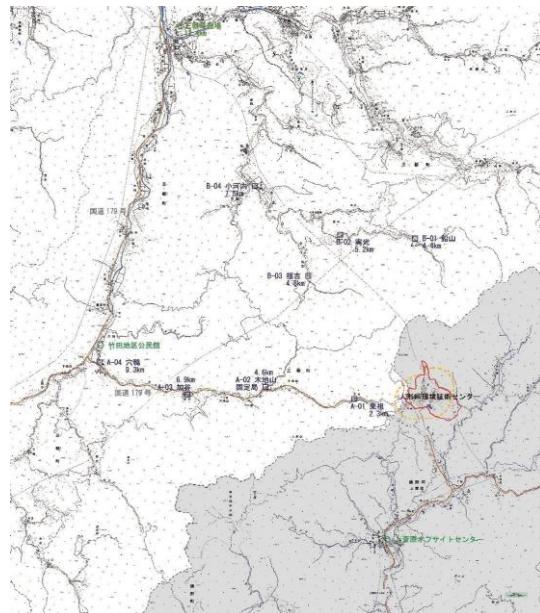
▲人形峠環境技術センター

(2) 沿革

- ・昭和30年11月 日本で初めてウラン鉱床露頭が人形峠で発見される。
- ・昭和31年8月 原子燃料公社発足
- ・昭和32年8月 原子燃料公社が人形峠に出張所を開設
- ・昭和34年5月 採鉱試験開始
- ・昭和39年7月 製錬試験開始
- ・昭和51年11月 六フッ化ウラン転換試験開始
- ・昭和54年9月 ウラン濃縮パイロットプラント運転開始
- ・昭和57年3月 ウラン濃縮パイロットプラント、製錬転換パイロットプラント全面運転開始
- ・昭和63年4月 ウラン濃縮原型プラント操業開始
- ・昭和63年8月 回収ウラン実証試験研究開始
- ・平成元年5月 ウラン濃縮原型プラント全面運転開始
- ・平成2年3月 ウラン濃縮パイロットプラント試験運転終了
- ・平成6年8月 回収ウラン転換実用化試験開始
- ・平成11年5月 遠心機処理技術の研究開発を開始（継続中）
- ・平成11年7月 製錬転換施設運転終了
- ・平成13年3月 ウラン濃縮原型プラント運転終了
- ・平成14年12月 ウラン濃縮原型プラントにて滞留ウラン除去開始
- ・平成20年4月 製錬転換施設の設備の解体を開始
- ・平成24年7月 製錬転換施設の主要な設備解体を終了
- ・平成26年6月 濃縮工学施設内の設備解体を開始（継続中）
- ・平成28年12月 ウランと環境研究プラットフォーム構想の公表

- ・平成30年9月 加工の事業に係る廃止措置認可申請書を提出
- ・令和3年1月 原子力規制委員会が加工の事業に係る廃止措置計画を認可（20日）
- ・令和3年4月 加工施設の廃止措置開始
- ・現 在 原子力施設・設備の維持、解体及び関連技術開発の実施

(3) 位置・施設配置図



(人形峠環境技術センター全景写真)



(提供：人形峠環境技術センター)

2. 人形峠環境技術センターの状況

現在、人形峠環境技術センターでは、製鍊・転換技術開発を行ってきた製鍊転換施設の解体、ウラン濃縮技術開発を行ってきた濃縮施設の機器等の内部に付着しているウランの回収技術及び遠心分離機の解体・処理技術、有用物としてのリサイクルなどの廃止措置、鉱山の跡措置に必要な技術開発を進めています。

(1) 施設概要と現状

人形峠環境技術センターには、核燃料物質使用施設、核燃料物質加工施設や鉱山施設などがあります。

ア 核燃料物質使用施設

使用施設とは、「法令上で定める試験研究や実用発電用等の原子炉、製鍊、加工、再処理等の事業に該当しない核燃料物質を使用する施設」と定義されています。

(ア) 製鍊転換施設

製鍊転換施設では、ウランの製鍊及び転換に関する技術開発を行ってきました。昭和39年より鉱石からウランを取り出す技術の開発、昭和51年からは取り出したウランを六フッ化ウランに転換する技術の開発を行い、これらの成果をもとに昭和57年から昭和62年までは回収ウランを原料として六フッ化ウランを製造する技術の開発が行われ、平成6年から平成11年までは回収ウラン利用実証試験研究が行われてきました。

なお、この施設は製鍊転換技術の開発という目的を達成して、現在はプロセス設備の解体をほぼ終了し、解体物をドラム缶等に収納し、建屋内に保管しています。

(イ) 濃縮工学施設（旧ウラン濃縮パイロットプラント）

濃縮工学施設は、当初ウラン濃縮パイロットプラントと呼ばれ、遠心分離法によるウラン濃縮の実用化技術の開発を目的として建設されたもので、昭和54年に運転が開始されました。

このプラントでは、回収ウランを使用した濃縮試験も行われ、ここで得られたウラン濃縮の研究開発成果は、ウラン濃縮原型プラントに引き継がれ、平成2年3月にプラントの運転を終了しました。

その後、平成3年に施設名が濃縮工学施設と改められ、ウラン濃縮設備の高性能化を目指して、平成9年3月まで遠心分離機に複合材料胴を採用した実用規模カスケード装置の運用試験が行われていましたが、現在は使われていた遠心分離機などの環境に配慮した解体技術の開発などを行っています。

イ 核燃料物質加工施設

加工とは、法令上、「核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理すること」として定義されており、これらの加工行為を行う施設を加工施設といいます。

(ア) ウラン濃縮原型プラント

ウラン濃縮原型プラントは、ウラン濃縮の商業化のために遠心分離機の量産技術の開発、商業化プラントに向けての機器・設備の大型化、合理化、信頼性、経済性の面からの最適なプラント建設・運転システムの確立等の研究開発を目的としたもので、昭和63年に運転を開始しました。

また、平成8年から回収ウラン（使用済燃料から再処理によって分離精製して回収したウラン）の再濃縮試験を行ってきましたが、当初の目的を達成したことから、平成13年をもって運転を終了しました。

運転終了後は、施設の廃止措置に向け、長年のウラン濃縮試験等によりプラント機器内部に付着しているウラン（滞留ウラン）を回収する技術開発を進め、平成29年3月に終了しました。

令和3年1月に廃止措置計画の認可を受け、同年4月から設備・機器の解体等を2段階に分けて実施し、約20年間（令和22年度まで）で廃止措置の完了を目指しています。

【六フッ化ウランの譲渡】

廃止措置の一環として行われる六フッ化ウラン（約2,700トン（うち約400トンは使用施設に保管）の譲渡については、廃止措置完了までに全量を譲り渡すこととしており、令和4年度にはその譲渡先が決定しています。

ウ 鉱山施設

鉱山施設では、ウランの探鉱、採鉱、製錬の技術開発を進めてきた過程で発生した捨石や鉱さいを保管しているたい積場等の安全な維持管理を行うとともに、これらの施設について恒久的措置の対策を実施しています。

【ウラン鉱石等の海外輸送・製錬】

ウラン鉱山の技術開発終了時に残された未製錬のウラン鉱石や坑水に含まれるウラン等の吸着処理に使用したイオン交換樹脂等については、人形峠環境技術センター外に全量搬出することとされ、令和5年11月には人形峠からウラン鉱石等が全量搬出、令和6年1月に海外輸送が完了しました。この輸送によりセンター内のウラン鉱山関係の放射性物質はなくなりました。

エ その他の施設

鉱山施設の閉山措置に必要な環境保全や解体物の処理・処分の試験・研究・分析業務を行う核原料物質使用施設、放射線測定器及び線量計の校正を行う放射線施設があります。

(2) 加工事業の廃止措置

平成30年9月28日、加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書（対象：ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）が提出され、原子力規制庁は、本申請について、計6回の審査会合と1回の現地調査等により審査を行いました。

令和3年1月20日、原子力規制委員会は、本申請が原子炉等規制法に規定する廃止措置計画の認可の基準に適合しているものとして、認可しました。

県では、認可された廃止措置計画について、地元も含めて説明を受けた上で専門家の知見も得て、3月9日に三朝町とともに、意見を日本原子力研究開発機構に提出しました。

なお、このたびの申請内容は、廃止措置全体の見通しと第1段階の具体的な事項についての取りまとめとなっており、第2段階以降の詳細については、改めて廃止措置計画の変更認可申請が行われます。

【計画の概要】

- ・設備及び機器の解体撤去は段階的（2段階）に実施し、約20年間で廃止措置の完了を目指す。
- ・廃止措置の終了は、管理区域の解除までとし、建物は活用することを検討する。
- ・申請時点で、明確にできない事項（核燃料物質の譲渡し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものの廃棄等）については、明確化した段階で変更認可申請を行う。
- ・ウラン濃縮原型プラントの核燃料物質については、譲渡しに必要な条件に合致した譲渡し先を令和10年度末までに決定し、譲渡し先との合意後に、必要な設備設計、許認可手続、設備の設置等を進め、廃止措置が終了するまでに核燃料物質の全量を譲り渡す。
- ・解体費用は約55億円を予定しており、放射性廃棄物の処理処分等の費用は、ウランに係る廃棄物の安全規制に関する法制度が整備され明確化した段階で変更認可申請を行う。

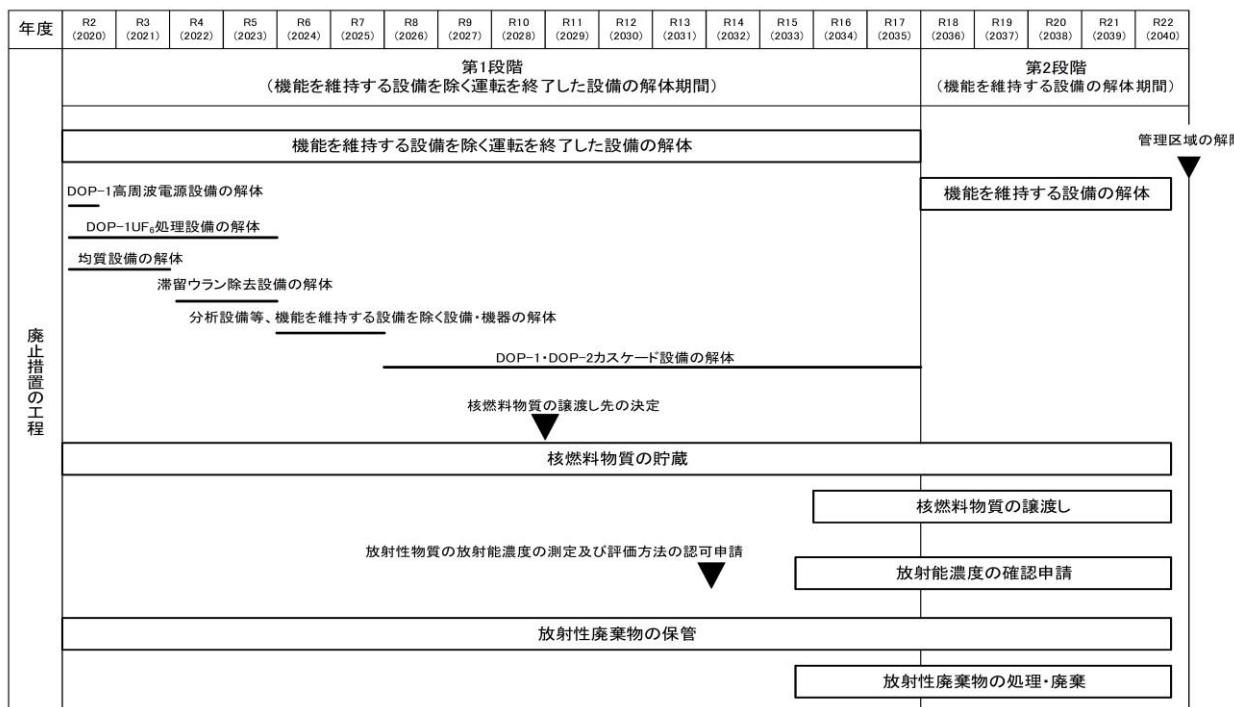
【申請から認可までの経緯】

年	月 日	項 目
平成30年	9月28日	[JAEA] 廃止措置計画の認可申請
令和元年	8月9日	[JAEA] 認可申請書の一部補正（1回目）
令和2年	1月16日	[JAEA] 認可申請書の一部補正（2回目）
	3月18日	原子力規制委員会が認可見送り
	7月15日	[JAEA] 認可申請書の一部補正（3回目）
令和3年	1月20日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可

※認可までに計6回の審査会合と1回の現地調査（平成30年12月21日）を実施。鳥取県原子力安全顧問によるヒアリング等を計4回実施。

【廃止措置期間全体にわたる主な解体撤去等の手順】

(人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画認可申請の一部補正より抜粋)



(3) 使用施設の新增設（解体撤去）

令和3年1月15日、原子力規制委員会に濃縮工学施設におけるウラン濃縮試験の終了等に伴う使用施設の設備・機器の解体・撤去に係る核燃料物質使用変更許可を申請しました。

令和3年9月17日、原子力規制委員会は、本変更許可申請（令和3年7月に一部補正）が原子炉等規制法の基準に適合しているものとして許可しました。

許可されたことを受け、県では、当該計画の安全性や周辺環境への影響等について鳥取県原子力安全顧問会議において検証を行い、令和3年11月2日に三朝町とともに、日本原子力研究開発機構に環境保全協定に基づき了解する旨の回答を行いました。

(4) ウランと環境研究プラットフォーム構想

人形峠環境技術センターは、平成13年3月のウラン濃縮原型プラントの運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってきました。今後は廃止措置及び閉山措置を着実に進めるために、ウラン廃棄物の処理・処分、鉱山施設の跡地の環境保全、ウランの有効利用・長期管理に関する研究開発に取り組むとしています。

日本原子力研究開発機構は、平成28年12月に今後の事業計画案として「ウランと環境研究プラットフォーム構想」を公表しました。同構想は、これまでの研究開発を通じて蓄積されたウランの取扱いに関する経験や人材を総合的に有する人形峠環境技術センターのポテンシャルと、地域の特徴を生かした新たな研究開発を通じて、廃止措置の安全向上にのみならず地域・国際社会への貢献を目指すものです。同構想は、外部専門家や地域の方々等で構成される「ウランと環境研究懇話会」において議論され、その意見や提言を反映した成案が平成30年3月に公表され、事業が進められています。

県では平成30年9月21日付けで同構想による研究開発として検討を進めているウラン廃棄物の埋設実証試験等について、放射性廃棄物の最終処分でないこと、及び外部から放射性廃棄物を持ち込まないことであることを確認するための照会を行いました。これに対し、日本原子力研究開発機構から平成30年9月27日に回答があり、ウラン廃棄物の最終処分を行うものでないこと、及びウラン廃棄物を他所から持ち込むことがないことを確認しています。

現在、ウラン廃棄物の埋設基準に従って、人形峠環境技術センターの廃止措置に伴い発生するウラン廃棄物は管理区域内に保管されています。これらの廃棄物については、廃止措置が終了するまでに事業の許可を受けた廃棄施設に廃棄するとしています。

(5) 人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定

平成30年8月に「ウランと環境研究プラットフォーム」構想における「ウラン廃棄物埋設試験」が事実上の最終処分になる見通しとの報道があったことから、日本原子力研究開発機構との信頼関係をより確かなものにするために、同機構との間で環境保全協定を締結しました。

ア 環境保全協定の締結

平成30年12月25日、人形峠環境技術センター周辺住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを目的として、県、三朝町及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の3者で環境保全協定を締結しました。

これまで、昭和55年に当時の動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所から県に出された通知に基づき、放射性物質の監視測定結果の提出、年度事業計画の報告、緊急時の通報のみ行われてきましたが、協定締結により、これらに加えて施設の新增設計画や現地確認などの対応を行えるようになりました。

イ 協定等の概要

- ・機構は施設の新增設の計画やその変更について、県及び三朝町に報告し、県及び三朝町は意見を述べることができる。機構はその意見に対して誠意をもって対応する。
- ・県及び三朝町は、協定の施行に必要な限度において、機構に報告を求め、又は職員に現地確認をさせることができる。県及び三朝町は現地確認において意見を述べることができ、機構はその意見に誠意をもって対応する。
- ・その他、県及び三朝町が実施する地域の防災対策への積極的な協力、地域住民に損害を与えた場合の損害の補償など。

ウ 経緯等

年	月 日	内容
昭和55年		人形峠事業所から鳥取県へ放射性物質等の監視測定結果や毎年の事業計画、緊急時通報等の報告・連絡を行う旨の通知
平成28年	12月21日	機構がウランと環境研究プラットフォーム構想案を発表
	12月28日	プラットフォーム構想に関して「最終処分地の検討と関連づけられるようなことは断じてあってはならない」との知事コメント発表
平成29年	6月6日～	ウランと環境研究プラットフォーム構想案を具体化する懇話会の開催
平成30年	8月18日	人形峠環境技術センターで予定しているウラン廃棄物埋設試験が事実上の最終処分になる見通しとの報道
	8月21日	県から人形峠環境技術センターに対して、埋設試験が最終処分ではないこと、他から放射性廃棄物を持ち込まないことを確認、より信頼関係を確かにするルールづくりを要請
	9月12日	県と三朝町が合同ヒアリングを実施、埋設試験が最終処分ではないこと、他から放射性廃棄物を持ち込まないことを改めて確認、周辺地域への丁寧な説明、より信頼関係を確かにするルールづくりを要請
	9月21日	県から機構に文書照会 ①最終処分を行わないこと、他から放射性廃棄物を持ち込まないこと ②環境保全協定を締結すること
	9月27日	機構から県に文書回答 ①最終処分を行わない、他から放射性廃棄物を持ち込まない ②環境保全協定を締結するため協議する
	11月8日	県から機構に立地と同等の環境保全協定の早期締結を文書で申し入れ
	12月25日	環境保全協定締結
令和3年	1月15日	廃止措置計画の一環として、ウラン濃縮試験の終了等に伴う使用施設の新たな設備・機器の解体・撤去に係る核燃料物質使用変更許可を原子力規制委員会に申請
	9月17日	原子力規制委員会が核燃料物質使用変更を許可
	11月2日	県は、当該計画の安全性や周辺環境への影響等について鳥取県原子力安全顧問会議において検証を行い、三朝町とともに、機構に環境協定の基づき了解する旨回答

第4章 原子力安全対策

1. 原子力安全の法的な枠組

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓や国会事故調、政府事故調等の提言、国際原子力機関(IAEA)の安全基準を含む各国の規制動向等を取り入れて、平成24年6月27日に原子炉等規制法が改正され、①重大事故対策(シビアアクシデント)の強化、②最新の技術的知見を踏まえた新たな規制基準が設けられた場合の許可済み原子力施設への適合の義務づけ(バックフィット制度の導入)、③運転期間延長認可制度の導入(運転可能期間を最初の使用前検査合格日から起算して40年。ただし、原子力規制委員会が認可した場合は、1回に限り20年を限度に延長可能)、④発電用原子炉施設に関する規制の原子炉等規制法への一元化などの規制強化が追加されました。

(1) 原子力発電所の新規制基準

新たに原子力発電所を建設する、若しくは既設の発電所を再稼働する際には、原子炉等規制法に基づき、原子炉の設置や運転について原子力規制委員会の許可を得る必要があります。そのための手続きとして、原子力規制委員会は事業者からの申請を受けて審査を行います。

審査を行う際のルールとして、原子力規制委員会には様々な委員会規則が設けられていましたが、原子炉等規制法の改正に伴い大幅に改正され、これらの改正された委員会規則全般を「新規制基準」と呼んでいます。

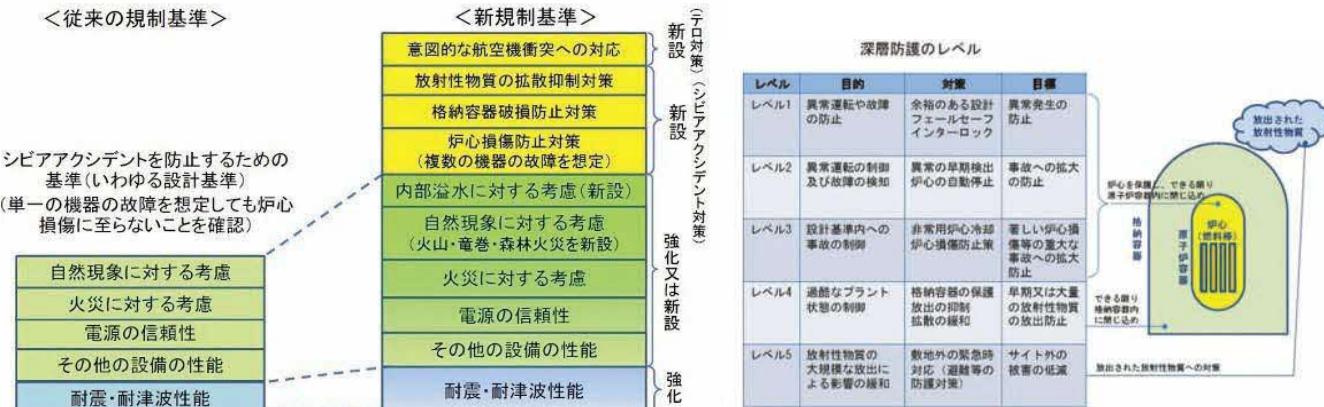
これまでの規制基準と新規制基準の主な変更点は、地震、津波をはじめとする自然災害等への対策の強化や、これまで事業者の自主的な取組に任せられてきたシビアアクシデント対策(炉心損傷を伴うなど重大事故への対策)の義務化、シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準の新設、新たな規制を既存プラントにまで反映させるバックフィット制度の導入等であり、この新規制基準は平成25年7月8日に施行されました。

【深層防護と新規制基準の関係】

原子力発電所は、原子炉の運転を「止める」、原子炉を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ための安全対策が講じられており、その安全確保の考え方は「深層防護」が基本である。「深層防護」とは、何重にも安全対策が講じることであり、前層の対策が機能しないことを前提として対策を組み立てている。

福島第一原子力発電所事故以前は、重大事故の発生防止を目標とした第3層までを対象としていたが、新規制基準は「第4層(重大事故(シビアアクシデント)の進展を防止する)」を規制に取り入れるなど、従来の規制から大幅に強化されている。その結果、新規制基準に合格した原子力発電所は、万が一事故が発生したとしても、放射性物質の放出量は最小限に抑えられ、環境に及ぼす影響は小さいと考えられる。

なお、第5層は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって担保され、その実務は内閣府や自治体が担うが、避難計画は原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づいて作成され、国による計画の具体化・充実化や支援が行われるとともに、「緊急時対応」として取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的なものであることが確認された後、原子力防災会議において了承される。



(出典：原子力規制委員会ホームページ)

(2) 原子力発電所に係る審査・検査

事業者は、原子力発電所の運転開始前に新規制基準への適合性の審査を受け、基本的に設計及び工事の計画の認可後に使用前確認申請を行い、使用前事業者検査を行います。

また、使用前事業者検査などを含む事業者の安全活動全般について、原子力規制庁の検査官がいつでも現場を自由にチェックでき、必要な情報を自由にアクセスできる原子力規制検査の運用が開始されました。

ア 設計・建設段階

原子力事業者は、原子力発電所の運転開始前に設備の設計方針について記した「原子炉設置（変更）許可」を原子力規制委員会に申請し、設置許可基準への適合性について審査を受けます。

設置（変更）許可を受けた原子力事業者は、設備の詳細な設計内容を記した「設計及び工事の計画の認可」を原子力規制委員会に申請し、設置（変更）許可との整合性について審査を受けます。この詳細設計に基づき安全対策工事が完了した設備については、原子力事業者が「使用前事業者検査」を行い、設計及び工事の計画との整合性や技術基準への適合性について確認します。

さらに、運転開始に当たっては原子力事業者の運転管理を規定した「保安規定（変更）認可」の審査が行われます。

1 運転段階

原子力発電所の設備を健全な状態に維持し、トラブルの未然防止や発電所の安全運転を図るため、1年程度に1回、原子炉を止めて、原子力事業者による「定期事業者検査」を行い、技術基準への適合性について確認が行われます。

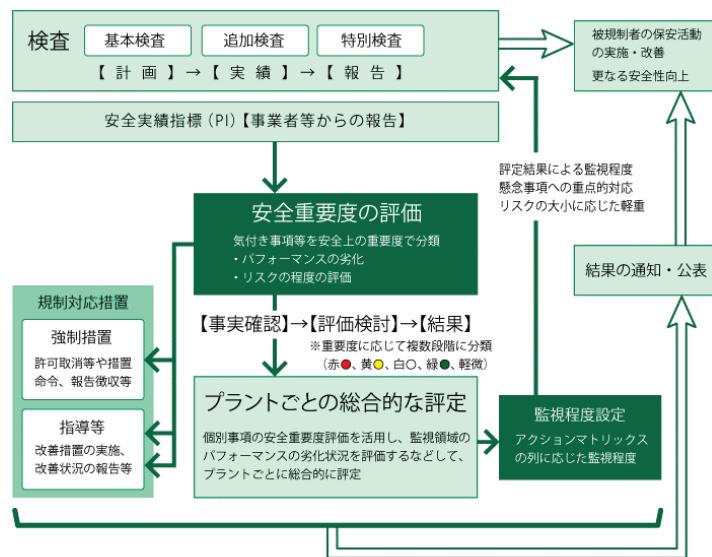
さらに、原子力運転検査官による「日常検査」等を通じて、原子力事業者が保安規定を遵守しているかどうかの確認が行われ、運転に関する主要な情報については定期的に、事故や故障等のトラブルについては直ちに、原子力規制委員会に報告することになっています。

ウ 原子力規制検査

原子力事業者が自ら主体的に検査を行って安全の一義的な責任を持ち、国は原子力事業者の全ての保安活動を監視する「原子力規制検査」が令和2年4月から本格運用されました。事業者が使用前事業者検査や定期事業者検査等により課題を自主的に改善し、規制当局である原子力規制委員会は事業者が行う検査や保安活動全般を監視する制度です。

従前は検査官が検査の時期と項目を事前に伝えていましたが、国際原子力機関（IAEA）からの改善勧告を受けて、検査官は社内会議への同席や原子力発電所への立ち入り、書類等の情報閲覧が自由にできるようになりました（抜き打ちのフリーアクセス方式）。

この検査制度は米国を手本にした新検査制度です。また年に1回、原子力発電所ごとに安全確保の状態を評価し、評価が悪くなるとなるなど、重要性に応じて軽重を付けて検査が



(出典: 原子力規制委員会ホームページ)

【原子力規制事務所の検査官等】

原子力運転検査官
平常時においては原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立会いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、本省への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を行う。
原子力防災専門官

平常時においては、防災に係る事業者への指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線影響の予測機器や環境モニタリング装置の保守管理、原子力防災計画策定等に対する地方公共団体への指導・助言、原子力防災訓練の企画と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。
緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという重要な役目を担っている。

上席放射線防災専門官

平常時においては、環境放射線モニタリングの実施に関する関係自治体、関係機関等との連絡・調整、訓練・研修等を通じた地方公共団体職員への技術的支援、原子力事業者防災業務計画に関する指導及び助言、原子力事業者の放射線測定設備に対する検査などを行う。
緊急事態発生時には、緊急時モニタリングセンターの立上げや緊急時モニタリングを県などと協力して行う。

【関係する原子力規制事務所】

島根原子力規制事務所	
対象施設	中国電力(株)島根原子力発電所
所在地	〒690-0873 島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター2階 電話：0852-22-1947、ファクシミリ：0852-28-4879
所員（計7名）	所長：統括原子力運転検査官 副所長：原子力防災専門官 所員：原子力運転検査官2名、上席放射線防災専門官、核物質防護対策官、事務補佐員
上齋原原子力規制事務所	
対象施設	(国研)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
所在地	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1 上齋原オフサイトセンター1階 電話：0852-22-1947、ファクシミリ：0852-28-4879
所員（計3名）	所長：統括原子力運転検査官 副所長：原子力運転検査官併任 所員：原子力防災専門官

（3）GX脱炭素電源法に基づく新制度

気候変動問題への対応に加え、ロシアによるウクライナ侵略を受けて以降、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となり、政府は脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するために、令和5年2月10日に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定しました。

この基本方針に基づき、安全確保を大前提とした原子力の活用に向けた関連法が改正され、令和5年5月31日に束ね法案となる「GX脱炭素電源法」が参議院で可決成立しました。

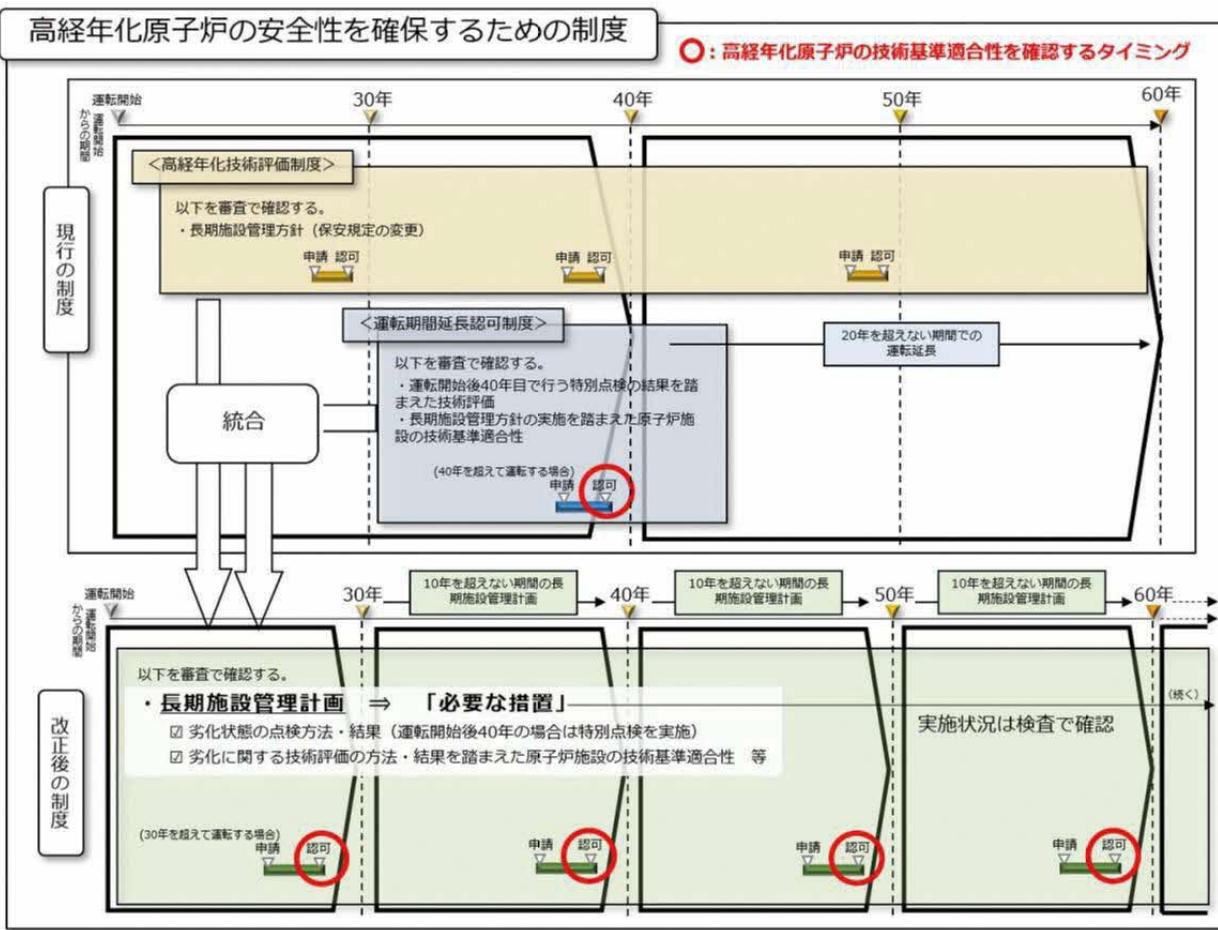
ア GX脱炭素電源法

原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、再処理等拠出金法及び再生エネルギー特別措置法の5つの改正案を束ねたGX脱炭素電源法が成立しました。

原子力基本法	原発活用によって、電力安定供給や脱炭素社会を実現させることは「国の責務」
電気事業法	安全審査などによる停止期間を運転年数から除外することで、実質的に60年超運転が可能
原子炉等規制法	運転開始30年後を起点に、10年以内ごとに設備の劣化に関する技術的評価を原子力規制委員会が審査
再処理等拠出金法	原子力事業者に廃炉資金の拠出を義務化
再エネ特措法	送電網整備の支援強化

イ 運転期間及び高経年化に関する旧制度と新制度の比較

G X 脱炭素電源法に基づく新制度は令和7年6月に施行されます。運転期間においては、事実上の60年超運転が可能となる一方で、高経年化においては、施設の管理方針だけでなく、劣化の予測・評価の詳細な方法や内容までが認可の対象になる等、規制の厳格化が図られています。



(出典：原子力規制委員会ホームページ)

(ア) 運転期間の変更（電気事業法）

運転期間の規定は原子炉等規制法から電気事業法に移管され、福島第一原子力発電所事故後に定められた「原則40年、最長60年」の枠組みを維持しつつ、安全審査等による停止期間を除外することで、事実上の60年超運転が可能となりました。

(イ) 長期施設管理計画の認可（原子炉等規制法）

高経年化した原子力発電所に対する安全規制が盛り込まれ、運転を継続する場合、運転開始後30年移行は10年以内ごとに原子力規制委員会の認可を取得する必要があります。設備の劣化状態の点検方法・結果、劣化に関する技術評価の方法・結果を踏まえた技術基準適合性を確認するタイミングは、現行の運転開始後40年時点の1回から、新制度では運転開始後30年から10年を超えない期間ごとに必要となり、規制が厳格化されています。

ウ 島根原子力発電所2号機における対応

島根2号機では、G X 脱炭素電源法の改正前の旧制度に基づく手続きとして、高経年化技術評価に基づいて策定した長期施設管理方針を盛り込んだ保安規定変更を平成30年2月7日に申請しており、令和6年4月24日に認可されました。これにより、運転開始後30年目から10年間の運転に必要な安全対策設備の健全性維持が確認されたことになります。

一方、G X 脱炭素電源法に基づく新制度による長期施設管理計画認可の申請は、令和6年7月30日に行われており、現在審査中です。この申請は令和6年4月24日に認可された内容が反映されたものです。30年を超えて運転するにはG X 脱炭素電源法が施行される令和7年6月6日までに認可が必要です。

2. 原子力安全に対する県の取組

鳥取県では法制度の枠外であっても、安全協定等に基づき原子力発電所の安全確保に対する事業者の活動を厳しく監視し、必要に応じ意見、適切な措置を要求する方針であり、原子力発電所の安全規制を担う国に対しても責務の遂行を要請しています。

鳥取県は引き続き周辺地域として厳しく安全を監視・確認し、常に安全を第一義として、必要に応じて意見を述べていきます。

(1) 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的とした安全協定を締結（周辺自治体では初）した後、協定の立地自治体と同等の文言への改定協議が行われ、1号機の廃止措置及び2号機の原子炉設置変更許可の審査合格に際し、安全協定が改定されました。

ア 安全協定の締結

島根原子力発電所の30km圏内には鳥取県米子市の一帯及び境港市全域が含まれます。県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、平成23年5月から中国電力(株)との安全協定締結に向け調整した結果、全国初の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」(当時)外での安全協定を締結しました。

この安全協定締結までの経緯としては、平成19年に島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画導入の動きを契機に県議会で更なる監視体制が必要との議論を受け、安全協定締結、若しくはそれに準じた通報連絡体制の充実を中国電力(株)に申し入れをし、その後、平成23年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故で30km圏内に甚大な被害が発生したことから、同年5月から安全協定締結に向け調整し、周辺地域として全国初の安全協定の締結に至ったものです。

【締結式】

日 時：平成23年12月25日(日) 午前11時～12時

場 所：知事公邸 第1応接室

出席者：鳥取県知事 平井伸治、米子市長 野坂康夫(当時)、境港市副市長 安倍和海(市長代理(当時))、中国電力(株) 荘田知英取締役社長(当時)、岩崎昭正島根原子力発電所長(当時)



イ 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要

鳥取県、米子市、境港市及び中国電力(株)は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定及び運営要綱を締結しています。

【安全協定及び運営要綱の主な項目（令和4年4月8日一部改定）】

※鳥取県(甲)、米子市(乙)、境港市(丙)、中国電力(株)(丁)とそれぞれ表記する。

特徴的な項目	協定等の主な内容	記載箇所
①計画等の事前報告	<ul style="list-style-type: none">・丁は、発電所の増設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画、原子炉施設の重要な変更、原子炉の廃止措置計画及び同計画の重要な変更に掲げる事項について、甲、乙及び丙に報告する。・甲、乙及び丙は、報告について意見を述べることができる。・丁は、意見があった場合は、誠意をもって対応する。・報告に当たっては、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に	協定第6条 (1)(2)(3) 運営要綱第3条 (4)

	係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行う。	
②立入調査	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができる。 「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べる。 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応する。 	協定第11条(1) 運営要綱第8条(1)(2)(3)
③核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡する。 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡する。 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡する。 	協定第7条 運営要綱第4条(1)(2)
④核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しない。 	運営要綱第4条(1)(2)
⑤適切な措置の要求	<ul style="list-style-type: none"> 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求める。 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応する。 丁は、適切な措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答する。 甲は、丁の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずる。 	協定第12条(1)(2) 運営要綱第9条(1)(2)
⑥運用	<ul style="list-style-type: none"> この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定める。 丁は、この協定の運用において、甲、乙、及び丙から意見があつた場合は、誠意をもって対応する。 	協定第21条(1)(2)
⑦協定の改定	<ul style="list-style-type: none"> この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ができる。この場合、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議する。 甲、乙、丙又は丁のいずれかから改定の申し出があつたときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催する。 	協定第20条 運営要綱第13条
⑧安全確保等の責務	丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止に万全の措置を講ずる。	協定第1条
⑨情報の公開	甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努める。	協定第2条
⑩環境放射線等の測定	<ul style="list-style-type: none"> 甲、乙、丙及び丁は、甲が定める計画に基づき鳥取県内の環境放射線に関する測定を行う。 乙、丙及び丁は、甲が定める計画の策定又は変更について意見を述べることができるとともに、意見があつた場合は、相互に誠意をもって対応する。 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができる。 甲は、測定結果を公表する。 	協定第5条(1)(2)(3)(4)(5)
⑪平常時における連絡	丁は、甲、乙及び丙に対し、発電所建設工事の計画及び進捗状況、廃止措置の実施状況などについて、定期的に又はその都度遅滞なく連絡する。	協定第8条
⑫運転上の制限等を満足しない場合の連絡	丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。	協定第9条

⑬異常時における連絡	・丁は、甲、乙及び丙に対し、原子炉施設等の故障関係などの事項について発生時に連絡する。	協定第10条
⑭広報	・丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行う。	運営要綱第10条
⑮損害の補償	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる。 ・発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められる時、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他最善の措置を講ずる。 ・補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずる。 	協定第18条 (1)(2) 運営要綱第12条

ウ 島根原子力発電所1号機の廃止措置に伴う協定改定について

島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日をもって営業運転を終了したことから、廃止措置計画を作成し、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可を受けることが必要となりました。

県では、島根原子力発電所1号機の廃止措置に対して、安全協定に基づき中国電力(株)に対して対応していく中で、安全協定第6条の「原子炉の解体」について、法令の手続きに沿って明確化する必要があるため、中国電力(株)に対して協定改定の申し入れを行い、平成27年12月22日、原子炉の廃止に伴う法令上の手続きを明確化するなど安全協定等の一部が改定されました。協定及び運営要綱とともに、廃止措置の法令に沿った手続きについては立地自治体の協定と同じになりました。

(ア)計画等の報告（協定第6条、運営要綱第3条）

「原子炉の解体」を「廃止措置計画の認可」及び「廃止措置計画の重要な変更」と表記することによって、法令に沿って事前に報告すべき手続き等を明確化。

(イ)平常時における連絡（協定第8条、運営要綱第5条）

廃止措置の実施状況を確認するための平常時における連絡として、「廃止措置の実施計画」「廃止措置状況」等を明記。

(ウ)保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡（協定第9条、運営要綱第6条）

廃止措置を実施する際に、廃止措置段階の保安規定に新たに加わる「施設運用上の基準」を追記し、明確化。

(エ)安全確保等の責務（協定第1条）

廃止措置中の原子炉施設においても中国電力(株)に安全確保の責務があることを明確化。

(オ)その他

本協定の締結後に行われた法令等の改正に伴う文言等の修正。

エ 島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可の審査合格に伴う協定改定について

安全協定締結後、平成24年10月12日の県議会の立地自治体並みの改定を求める決議を受け、県では中国電力(株)と改定協議を開始しました。その後、平成25年3月15日に協定の運用においては立地と同様の対応を行うことを中国電力(株)に文書で確認し、協定の運用上は支障がないと判断したことから、協議を一時凍結しました。しかしながら、協定の文言の差異について県議会から改定すべきとの意見が党派を超えてあったことから、中国電力(株)に申し入れを行うなど協議を重ねてきました。

令和3年9月15日の島根原子力発電所2号機の審査合格に伴い、島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会を再開し、令和4年2月18日の第4回協議会にて全項目の回答を得たのち、3月10日の第5回協議会にて調印に向けて合意し、事前了解においては、安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文に「誠意をもって対応する」との記載を加えるとともに、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」にするなど、安全協定の一部が改定されました。

令和4年4月8日に協定改定調印式が行われ、同日、中国電力(株)から鳥取県と米子・境港両市に安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書が提出されました。

(ア)計画等の事前報告（協定第6条、運営要綱第3条）

原子炉施設の重要な変更などを事前に報告することを明確化。報告に対して、「相互に意見を述べることができる」から「相互に」を削除し、鳥取県、米子市及び境港市から意見があった場合、誠意をもって対応することを追記。

(イ)核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡（協定第7条、運営要綱第4条）

輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報など、これまで核物質防護の観点から連絡できないとしたことを連絡するように修正。

(ウ)立入調査（協定第11条、運営要綱第8条）

「現地確認」を、立地自治体の「立入調査」に修正。

(エ)適切な措置の要求（協定第12条、運営要綱第9条）

立入調査の結果、特別な措置を講ずる必要があると認める場合には、原子炉の運転停止を含む適切な措置を求めるることを追記。

【協定改定調印式】

日 時：令和4年4月8日(金) 10時～10時30分

場 所：知事公邸第1応接室

出席者：

〔鳥取県知事〕 平井 伸治

〔米子市長〕 伊木 隆司

〔境港市長〕 伊達 憲太郎

〔中国電力(株)〕 芦谷 茂 代表取締役副社長執行役員電源事業本部長

岩崎 晃 執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長



才 経緯

年月日	内 容
平成23年 12月25日	協定締結（鳥取県、米子市、境港市、中国電力(株)）
平成24年 11月1日	知事、米子市長、境港市長から中国電力(株)苅田社長（当時）へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ〔第1回申し入れ〕
11月20日	第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 改定項目を提示（計画等の事前了解、立入調査、措置の要求、核燃料物質等の輸送情報）
平成25年 1月23日	第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル） 現協定の実効性確保のための運用面での内容確認（県専門家委員の現地確認、広報等）
3月6日	統轄監から中国電力(株)島根原子力本部長へ、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ（県庁）
3月13日	副知事、米子市（水道事業管理者）、境港市副市長から中国電力(株)副社長へ、安全協定の改定に関する申し入れ（中国電力(株)広島本社）
3月15日	中国電力(株)清水副社長が知事へ直接申し入れに対する文書回答を持参（県庁）
11月21日	中国電力(株)から本県に対し、安全協定第6条に基づく島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応）
11月22日	第3回原子力安全対策PT会議（米子・境港市長との意見交換）
11月25日	第4回原子力安全対策PT会議（中国電力(株)による説明）
11月30日	原子力防災専門家会議（中国電力(株)による説明（申請内容に係る技術的検討等））
12月4日	中国電力(株)主催の地元での説明会（住民も参加）
12月11日	3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）
12月12日	県議会全員協議会（中国電力(株)による説明、事前報告について）
12月13日	覚書に基づく島根県からの意見照会
12月17日	安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について、知事から中電副社長へ申し入れ（鳥取県庁）（意見留保）〔第2回申し入れ〕 適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中電から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議（当時）、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
平成25年 12月25日	知事が中国電力(株)苅田社長（当時）と意見交換（県庁）
平成26年 3月10日	中国電力(株)主催説明会（2県6市の職員対象）
10月20日	知事から中国電力(株)社長へ原子力防災対策（人件費など）の負担への協力要請（中国電力(株)本社）
平成27年 3月18日	知事から中国電力(株)副社長へ申入れ（県中部総合事務所）〔第1回文書申し入れ〕 島根1号機廃止に係る申入れ（厳正な安全対策の徹底、協定改定、防災対策への協力）
3月19日	県から中国電力(株)に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて」を手交
5月1日	県から中国電力(株)に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の運転終了に伴う申入れについて」を発出（危機管理局長名）
5月15日	県から中国電力(株)に対し、申入れ書「島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全

	確保について」を手交
12月8日	知事から中国電力(株)副社長へ、島根1号機廃止に伴う安全協定改定の申し入れ(県庁)〔第3回申し入れ〕 原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定される廃止措置が講じられることから、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、安全協定を改定すること。
12月22日	原子力安全協定等の一部を改定する協定を締結(県、米子市、境港市、中国電力(株)) 廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定等の一部を改定する協定を締結
平成28年 4月28日	知事から中国電力(株)副社長へ申し入れ 島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと。
5月22日	第1回鳥取県原子力安全対策合同会議(原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、中国電力(株)からの聞き取り等)
6月12日	原子力安全対策PT会議(コアメンバー) 3首長意見交換
6月15日	県議会全員協議会「島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等について」
6月17日	知事が中国電力(株)副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定改定を申し入れ〔第4回申し入れ〕 ・島根1号廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。
平成29年 6月27日	知事が中国電力(株)副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申し入れ〔第5回申し入れ〕 ・島根1号機廃止措置計画認可後の廃止措置計画認可申請に係る事前報告の可否について、8項目の条件を付し、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する旨回答する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること
平成30年 8月2日	・県議会全員協議会で島根3号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について説明を行った際、県議会から協定の改定について要請があり、知事から中国電力(株)に協定改定を文書で申し入れ。3号機だけでなく2号機についても協定改定が再稼働判断に影響を及ぼすことを申し添えた。
8月6日	知事が中国電力(株)副社長へ、安全協定に基づく回答及び安全協定の改定を申し入れ〔第6回申し入れ〕 ・島根3号の適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ・茨城県での新たな文言への修正も含め、鳥取県知事からの申し入れに応じてこられない中国電力(株)の対応は改められるべきであり、立地自治体と同内容へ改定すること。
11月9日	危機管理局長が中国電力(株)鳥取支社長へ、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申し入れ〔第7回申し入れ〕 ・安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。 ・周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。 ・安全協定を改定すること。
令和3年 8月11日	副知事が中国電力(株)鳥取支社長へ、中国電力(株)が島根県周辺3市から申し入れのあった安全協定改定への回答内容の本県への報告時にあわせ、安全協定の改定を申し入れ〔第8回申し入れ〕 ・安全協定の改定に向けた具体的な検討を進めるとともに、速やかに協定を改定すること。
10月5日	第1回協議会(実務者レベル) ・県から中国電力(株)に改定を求める4項目(核燃料物質等の輸送情報、立入調査、措置の要求、計画等の事前了解)の早期改定を行うとともに、改定が長期行われなかつた理由及び「(事前了解権が)立地自治体固有の規定」とする発言について説明すること。
10月22日	第2回協議会(実務者レベル) ・中国電力(株)から県へ、改定が長期行われなかつた理由は、国策として原発を受け入れ、発電所に最も近い立地自治体への配慮により時間を要したこと。事前了解権が立地自治体固有の規定とする理由は、立地自治体には公有水面埋立て等の許認可や用地取得などの施設設置の手続きにおいて包括的に理解いただいた経緯があるなどの説明がある。安全協定の運用において、安全上の差がないことを確認。

11月4日	第3回協議会（実務者レベル） ・中国電力(株)から県へ、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡と現地確認について「協定を改定する」、原子力防災財源への協力については継続性をもった仕組みとする方向で協議を行う」と回答がある。
令和4年 2月18日	第4回協議会（実務者レベル） ・中国電力(株)から県へ、「現地確認」を「立入調査」に改めること、立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定（措置要求）を加えること、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報を加えること、事前了解については安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文に「誠意をもって対応する」との記載を加えるとともに、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」とする改定案の回答がある。
2月22日	県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定等について」県議会が中国電力(株)の改定案を了と判断
2月28日	米子市、米子市議会が中国電力(株)の改定案を了と判断
3月7日	境港市、境港市議会が中国電力(株)の改定案を了と判断
3月10日	第5回協議会（責任者レベル） ・米子・境港両市長から知事へ中国電力(株)から提示された改定内容について了解の報告と、中国電力(株)から協定の運用は立地自治体と同様に行うこと及び一部表現の差異があることから協定運用が同様であるとの文書を協定改定の調印時に提出することの説明を受け、知事が協議会を終了し、今後は調印に向け手続きを進めることを確認。また「立入調査」「措置要求」について、県が実施主体、2市が参画主体となることから、協定運用上の実効性確保のため、県と2市で覚書を締結することについて合意。
4月8日	協定改定調印（鳥取県、米子市、境港市、中国電力(株) 中国電力(株)が鳥取県と米子・境港両市に安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書を提出。

(2) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書の締結

島根県が国、中国電力(株)等に対し、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっては、鳥取県・米子市・境港市の意見等を踏まえ誠意をもって対応するとともに、国・中国電力(株)等に鳥取県・米子市・境港市の意見等を伝えることについて、平成25年11月1日に鳥取県知事・米子市長・境港市長が合同で島根県知事に対して申し入れを行いました。

この申し入れを踏まえ、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きについて、平成25年11月7日に鳥取県・米子市・境港市は島根県と覚書を締結しました。

（島根県は、平成25年10月29日に出雲市・安来市・雲南市とも覚書を締結）



島根県知事への申し入れ

【島根原子力発電所1号機】

（廃止措置計画認可申請の事前報告への対応）

年	月 日	内 容
平成28年	4月28日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	6月17日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会 鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、事前報告の可否に関する最終的な意見は原子力規制委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、専門家、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、中国電力(株)に提出する旨を回答
平成29年	6月12日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	6月27日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置の実施に限り了解するとして、中国電力(株)に意見を提出する旨を回答
	7月7日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会 島根県の取扱方針等について説明を受けたのち、鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、島根県の中国電力(株)への申し入れ内容等について回答し、特段の配慮を要請

(廃止措置計画変更認可申請（第2段階）の事前報告への対応)

年	月 日	内 容
令和5年	8月8日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	10月8日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の廃止措置の実施に限り了解するとして、中国電力（株）に意見を提出する旨を回答
	12月4日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会 島根県の取扱方針等について説明を受けたのち、鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、島根県の中国電力（株）への申し入れ内容等について回答し、特段の配慮を要請

【島根原子力発電所2号機】

(新規制基準適合性申請の事前報告への対応)

年	月 日	内 容
平成25年	12月13日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会
	12月17日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、新規制基準への適合性申請の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力（株）から審査結果について説明を受け、議会、専門家、米子市、境港市の意見を聞いた上で中国電力（株）に提出する旨を回答

(再稼働判断に関する対応)

年	月 日	内 容
令和3年	12月14日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会
令和4年	3月28日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、新規制基準適合性に関する安全対策について了解した旨を中国電力（株）に回答するとともに、安全を第一義として7項目の条件を要求し、今回の回答は再稼働容認ではなく、再稼働までの手続きの段階で中国電力（株）に意見を出しながら、県民の安全を第一義に進めていく考え方などを回答

【島根原子力発電所3号機】

(新規制基準適合性申請の事前報告への対応)

年	月 日	内 容
平成30年	5月31日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会に係る事前依頼
	8月6日	鳥取県知事から島根県知事に対して、米子・境港両市長の意見を踏まえて、新規制基準への適合性申請の可否に関しては、敢て判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保するとした上で、事前報告の可否に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力（株）から審査結果について説明を受け、議会、専門家、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、中国電力（株）に提出する旨を回答
	8月7日	島根県知事から覚書に基づく意見の照会 島根県の取扱方針等について説明を受けたのち、鳥取県知事から米子・境港両市長の意見を踏まえて、島根県知事に対して、島根県の中国電力（株）への申し入れ内容等について回答し、特段の配慮を要請

(3) 島根原子力発電所に係る中国電力(株)への申し入れ

鳥取県では、平成23年に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以後、島根原子力発電所に係る事項について、適宜中国電力(株)への申し入れ等を実施しています。

令和6年度の対応は第4章3に、令和5年度以前の申し入れ結果は資料27に掲載しています。

(4) 島根原子力発電所に係る国要望

鳥取県では、平成23年に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以後、原子力発電所における安全対策の強化、再稼働の判断、国の費用負担など島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る事項について国に対して要望をしています。

令和6年度の対応は第4章3に、令和5年度以前の国要望は資料28に掲載しています。

(5) 島根2号機の再稼働における特別な監視体制

およそ13年ぶりとなる島根2号機の再稼働に当たり鳥取県は安全を厳しく監視・確認することを目的として特別な監視体制で臨みました。再稼働工程の重要なポイントにおいて幹部職員が立会して確認し、中国電力からトラブルの連絡があった場合には直ちに現地（島根原子力発電所）へ急行する体制をとりました。

ア 職員による監視

日付	再稼働工程（作業）	監視・確認
10月29日	燃料装荷	危機管理部長が現地で立会して監視・確認した。
11月26日	原子炉格納容器復旧作業	原子力安全対策課職員が現地で監視・確認した。
12月7日	原子炉起動	危機管理部長が現地で立会して監視・確認した。 不測の事態に備えて、県庁でも職員が待機した。
12月12日	原子炉水位計の水位誤認	L C O逸脱の連絡を受けて、立入調査を実施した。 詳細は以下のイを参照
12月23日	発電機並列（再稼働）	原子力安全対策課職員が現地で監視・確認した。



燃料装荷における特別な監視（10月29日）



原子炉起動における特別な監視（12月7日）

イ 島根原発2号機原子炉水位計の水位誤認

令和6年12月12日、起動試験中の島根2号機において、新規制基準で新たに設置した重大事故等発生時に使用する原子炉水位計が上限値を超える事案が発生しました。中国電力はその後の調査で、水位計の表示は正常な動作の範囲で異常ではなく、運転員が水位の数値を誤認し異常と判断したもので、運転上の制限の逸脱（保安規定に定める運転上の制限を満足していない状態）に該当するものではないと訂正しました。

同日、県は一報を受け、安全協定第11条に基づく立入調査を実施し（米子市・境港市が同行）、翌13日には、原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、知事が口頭で中国電力に習熟度の向上等を申し入れました。

<事案の経緯>

令和6年12月12日	<ul style="list-style-type: none">・10時49分頃 検出器異常警報発報、原子炉水位(S A)オーバースケール。・11時21分頃 当直長が保安規定65条(65-13-1)逸脱と判断。・11時24分頃 原子炉水位に係る代替パラメータに異常が無いことを確認。・12時7分頃 当該水位が監視可能となったことを確認。・12時20分頃 L C O逸脱からの復帰を判断。・15時頃 鳥取県が立入調査（米子市と境港市が同行）。（16時15分頃終了）・20時頃 L C O逸脱の訂正。
12月13日	・県は、中国電力から報告を受け、運転員の習熟度の向上等を申し入れ。

3. 島根原子力発電所2号機の新規制基準に係る審査

中国電力は平成24年1月27日に定期事業者検査を開始し、令和6年1月10日に営業運転再開しました。

原子力規制委員会は、新規制基準への適合性確認について、設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可に関する申請を同時期に受け付け、ハード・ソフト両面から一体的に審査を行うこととし、これらの審査手続後に必要な検査を実施するといった基本的な方針を示しています。

平成25年11月21日に安全協定第6条に基づき中国電力(株)から、島根原子力発電所2号機の新規制基準の適合性確認審査の申請提出に関する事前の報告が行われ、鳥取県は平成25年12月17日に事前報告の可否に関して最終的な意見を留保する旨を回答しました。

中国電力(株)は平成25年12月25日に原子力規制委員会に島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査の申請をし、約7年9ヶ月の審査を経て、令和3年9月15日の原子力規制委員会において原子炉設置変更が許可され、同日鳥取県は中国電力(株)から許可の報告を受けました。

鳥取県は島根原子力発電所2号機の新規制基準の適合性確認審査の申請に係る安全対策について最終的な判断をするため、米子・境港両市と連携して住民説明会、原子力安全対策合同会議などを開催し住民の意見を聴取するとともに、原子力安全顧問会議や県議会などの意見を踏まえ、令和4年3月25日、中国電力(株)に対して、平成25年11月21日付文書で中国電力(株)から報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、安全を第一義として、審査結果を報告することなど7項目の条件付きで了解する旨を回答しました。

この回答をもって安全協定に基づく手続きは完了しましたが、令和4年3月25日に付した条件に基づき、令和6年10月10日に中国電力に対して、安全を第一義として、責任ある対応を求める意見を提出しました。その際、併せて令和6年1月1日に発生した能登半島地震等の教訓を踏まえて対応するよう申し入れました。

さらに、令和6年10月23日に特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が審査に合格（原子炉設置変更許可）したことから、平成28年4月28日の安全協定第6条に基づく事前報告への回答として、令和6年12月19日に不斷に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚して十全の安全対策を遺漏なく完遂されるよう要求しました。

(1) 主な経緯

年月日	事前報告から回答までの経緯
平成25年9月19日	鳥取県議会全員協議会 中国電力(株)が原子力発電所の新規制基準について説明。
11月21日	中国電力(株)が鳥取県に適合性確認審査の申請提出に関する事前の報告。
11月22日	第11回（平成25年度第3回）原子力安全対策プロジェクトチーム会議 中国電力(株)からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けての今後の進め方について協議。
11月25日	第12回（平成25年度第4回）原子力安全対策プロジェクトチーム会議 「新規制基準適合申請の内容」を把握するため、中国電力(株)から説明を受け質疑応答。
11月30日	第9回鳥取県原子力防災専門家会議 申請内容を確認。
12月4日	島根2号機の新規制基準適合性申請内容に関する中国電力(株)主催説明会（米子市内）
12月11日	鳥取県知事、米子市長及び境港市長がTV会議で意見交換。
12月12日	鳥取県議会全員協議会 中国電力(株)より説明を受け質疑応答。
12月17日	安全協定に基づき鳥取県の意見を中国電力(株)に回答。覚書に基づき、鳥取県の意見を島根県に回答、併せて経済産業省（18日）、原子力規制庁（19日）に要望。
12月25日	中国電力(株)が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可等を申請。
～	～原子力規制委員会による審査～
令和3年9月15日	原子力規制委員会が島根2号機本体の原子炉設置変更を許可。

	中国電力(株)が鳥取県に対して、審査合格（原子炉設置変更許可）を報告。 令和3年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー） 中国電力(株)から原子炉設置変更許可の報告を受け質疑応答。今後の進め方等について確認。
9月16日	資源エネルギー庁長官が知事に再稼働を進めていくという国の方針についての理解要請。
10月6日	県・米子市・境港市の首長が島根2号機の新規制基準対応や安全対策の実施状況を確認するため、現地視察を実施。
10月7日	第1回審査結果確認PT会議（県、米子・境港市職員） 中国電力(株)から地震や津波に関する説明を受け、審査結果の確認を実施。
10月8日	鳥取県議会全員協議会 原子力規制庁が審査結果、内閣府が原子力防災の取組、資源エネルギー庁がエネルギー政策を説明し、中国電力(株)が島根原子力発電所の概要と必要性を説明した。
10月12日	第2回審査結果確認PT会議（県、米子・境港市職員） 中国電力(株)から設計基準事故対策に関する説明を受け、審査結果の確認を実施。
10月15日	島根2号機の新規制基準適合性審査合格に関する中国電力(株)主催説明会（境港市内）
10月17日	鳥取県原子力安全顧問が島根原子力発電所を視察し、安全対策の実施状況を確認。
10月18日	島根2号機の新規制基準適合性審査合格に関する中国電力(株)主催説明会（米子市内）
10月21日	第3回審査結果確認PT会議（県、米子・境港市職員） 中国電力(株)から重大事故対策に関する説明を受け、審査結果の確認を実施。
10月24日	島根2号機の新規制基準適合性審査合格に関する県・米子市・境港市主催説明会（米子市内）
10月30日	島根2号機の新規制基準適合性審査合格に関する県・米子市・境港市主催説明会（境港市内）
11月8日	令和3年度第2回鳥取県原子力安全顧問会議 原子力規制庁が審査結果、内閣府が原子力防災の取組、資源エネルギー庁がエネルギー政策を説明した。 令和3年度第1回原子力安全対策合同会議 原子力規制庁が審査結果、内閣府が原子力防災の取組、資源エネルギー庁がエネルギー政策を説明し、中国電力(株)が島根原子力発電所の概要と必要性を説明し、住民と情報共有をした。
11月15日	資源エネルギー庁から県、米子・境港市職員がエネルギー政策の説明を受けて確認。
11月17日	令和3年度第3回鳥取県原子力安全顧問会議 原子力安全顧問が審査結果の確認結果を知事に報告した。
11月18日	県・米子市・境港市主催広域住民避難計画説明会（鳥取市）
11月22日	令和3年度第2回原子力安全対策合同会議 11月17日の原子力安全顧問会議で知事に報告された原子力安全顧問会議意見を米子、境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会等に説明した。
11月23日	県・米子市・境港市主催広域住民避難計画説明会（倉吉市）
11月24日	島根2号機の新規制基準適合性審査合格に関する県・米子市・境港市主催説明会（米子市内）
12月14日	島根県から覚書に基づき鳥取県へ「島根2号機の再稼働判断について」意見照会
令和4年2月16日	令和3年度第3回原子力安全対策合同会議 米子市と境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の意見について協議会会长（両市長）から報告を受け、鳥取県、米子市及び境港市で情報共有を行った。
3月15日	2月定例県議会で県議会議員から島根2号機の審査結果に関する多数の質問があったため、中国電力(株)から説明を受け、県原子力安全顧問も交えて、県、米子市及び境港市職員で再確認を行った。
3月18日	令和3年度第4回鳥取県原子力安全顧問会議 米子市・境港市の原子力発電所安全対策協議会委員等から寄せられた、島根2号機の安全性等に関する意見に対して顧問から説明をしてもらった。
3月23日	令和3年度第3回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー） 米子市長及び境港市長から、島根原子力発電所2号機の再稼働に係る意見の報告と今後の対応の協議のために原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催依頼があったことから、両市の意見や中国電力(株)及び国への要望事項について聴き取り、今後の対応を協議した。

3月24日	鳥取県議会全員協議会 執行部が島根原子力発電所2号機に係る事前報告に対する回答、安全協定に基づく中国電力(株)への意見回答、覚書に基づく島根県への意見回答、国要望（資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府）等について説明した。 鳥取県議会で、島根2号機の再稼働の了解を求める陳情を採択した。
3月25日	平成25年11月21日付けで中国電力(株)から報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、安全を第一義として、条件付きで了解する旨を中国電力(株)に回答した。
	島根2号機の再稼働へ向けた政府方針の理解要請を令和3年9月16日に資源エネルギー庁から受けたことに対し、鳥取県から経済産業省に申入れを行った。
3月28日	島根2号機に関する「山陰両県知事会議」を開催し、鳥取県知事が島根県知事に対して、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見照会について回答。
6月5日	島根県知事が6月2日に島根原子力発電所2号機に関する判断を表明したことを受け、島根県の考え方について、島根県知事から鳥取県知事が説明を受けた。
	島根2号機に関する山陰両県知事会議後、米子市及び境港市と意見交換を行った。
令和5年8月30日	原子力規制委員会が島根2号機本体の設計及び工事の計画を認可。
令和6年4月4日	令和6年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー） 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申入れについて協議をした。
	中国電力に対して、令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について申入れを行った。
4月5日	原子力規制庁、内閣府（原子力防災）、経済産業省に対して、令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全性や「島根地域の緊急時対応」の確認について申入れを行った。
5月30日	原子力規制委員会が保安規定変更を認可。
7月8日	令和6年度第1回原子力安全顧問会議 原子力規制庁及び中国電力から後段規制の審査内容全般に関する説明を受けた。
7月20日	原子力規制委員会との意見交換 島根2号機の安全対策について、原子力規制委員会と意見交換を行った。
	内閣府（原子力防災）との意見交換 能登半島地震を踏まえ、避難計画の実効性について国の考え方を確認し、国の原子力防災の取組に関する意見交換を行った。
8月9日	令和6年度第2回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー） 令和6年能登半島地震を踏まえて鳥取県が4月に行った国及び中国電力への申入れについて、文書による回答を受けた。併せて、中国電力から安全対策工事の状況報告を受け、今後の対応方針を米子市長及び境港市長と協議した。
8月20日	令和6年度第2回原子力安全顧問会議 国及び中国電力への申入れに対する回答及び中国電力の安全対策工事の状況を専門的な観点から確認していただくことを目的に原子力安全顧問会議を開催した。
8月24日	鳥取県原子力安全顧問が島根原子力発電所を視察し、安全対策の実施状況を確認。
9月5日	
9月8日	県・米子市・境港市の首長が島根2号機の新規制基準対応や安全対策の実施状況を確認するため、現地視察を実施。
9月9日	令和6年度第3回原子力安全顧問会議 鳥取県が中国電力に対して意見を述べる際の参考とするために、2号機の新規制基準合格以降に作られた重要な安全対策工事、申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答等について、これまでの審査結果を基に顧問意見をとりまとめた。
	令和6年度第1回原子力安全対策合同会議 国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）、中国電力及び原子力安全顧問から、2号機の審査結果や申入れへの回答、原子力安全顧問の意見（専門家意見）等について説明し、住民代表である安全対策協議会委員から意見を聴取した。

9月13日	地域県土警察常任委員会 原子力規制庁、内閣府等の国の関係機関及び中国電力を参考人として招致して設計及び工事の計画、保安規定、特定重大事故等対処施設等の審査結果、4月の申し入れに対する回答について説明を受けた。
10月5日	令和6年度第3回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー） 中国電力への意見、国への要望について、知事、米子市長及び境港市長が協議した。
10月7日	地域県土警察常任委員会 執行部が中国電力への回答及び国への要望について説明し、県議会の意見を聴取した。
10月10日	令和4年3月25日に付した条件に基づき、中国電力に対して、安全を第一義として責任ある対応を求める意見を提出した。
10月11日	島根2号機の安全対策について中国電力へ意見を申し入れたことに伴い、中国電力に求めた対応が確実に履行されるよう、原子力規制委員会に対して要望活動を行った。
10月23日	原子力規制委員会が特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の原子炉設置変更を許可。
10月24日	島根2号機の安全対策について中国電力へ意見を申し入れたことに伴い、中国電力に求めた対応が確実に履行されるよう、内閣府（原子力防災）に対して要望活動を行った。
10月25日	島根2号機の安全対策について中国電力へ意見を申し入れたことに伴い、中国電力に求めた対応が確実に履行されるよう、経済産業省に対して要望活動を行った。 中国電力（株）が鳥取県に対して、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査合格（原子炉設置変更許可）を報告。
11月21日	令和6年度第4回原子力安全顧問会議 中国電力に対する特定重大事故等対処施設等に係る事前報告への回答の参考とするために、審査結果について顧問意見をとりまとめた。
11月24日	令和6年度第2回原子力安全対策合同会議 中国電力及び原子力安全顧問から、2号機の特重施設等の概要、安全対策、原子力安全顧問の意見（専門家意見）等について説明し、住民代表である安全対策協議会委員から意見を聴取した。
12月13日	令和6年度第4回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー） 特定重大事故等対処施設等に係る中国電力の事前報告に対する回答及び国への要望について、知事、米子市長及び境港市長が協議した。
12月17日	地域県土警察常任委員会 執行部が特定重大事故等対処施設等に係る中国電力の事前報告への回答及び国への要望について説明し、県議会の意見を聴取した。
12月19日	平成28年4月28日付けの安全協定第6条に基づく特定重大事故等対処施設等に係る中国電力の事前報告に対して回答した。
12月25日	特定重大事故等対処施設等に係る中国電力の事前報告に対して回答したことに伴い、原子力規制庁、内閣府（原子力防災）、経済産業省に対して要望活動を行った。

※安全協定に関する動きは第4章2を参照のこと。

（2）新規制基準適合性申請の提出に関する事前報告への対応

平成25年11月21日に中国電力（株）から安全協定第6条に基づき行われた島根2号機の新規制基準適合性確認申請に係る事前報告に対して、平成25年12月17日に次のとおり回答しました（事前報告の可否に関して最終的な意見を留保）。また、安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を同日申し入れました。その他、12月13日付けの覚書に基づく島根県からの意見照会に対する回答も同日に行い、国への要望も行いました。

ア 安全協定第6条に基づく事前報告に対する中国電力（株）への回答

- ①安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力（株）から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。

- ②再稼動に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- ③島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- ④汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- ⑤宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- ⑥フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- ⑦県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

イ 安全協定の改定の申し入れ

中国電力(株)からの事前報告を受け、県、米子市及び境港市は、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保するとともに、中国電力(株)に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いにつながる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めました。



中国電力(株)への回答と申し入れ(平成25年12月17日)

ウ 覚書に基づく島根県への回答

- ①安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- ②島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行う。
- ③汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- ④宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- ⑤フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- ⑥県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

エ 国への要望

原子力規制庁 平成25年12月19日
経済産業省 平成25年12月18日

オ 住民説明会の開催

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請に当たっての安全協定第6条に基づく事前報告に対する中国電力(株)への回答（最終的な意見を留保）の際に住民説明会の開催を求めていたことから、中

国電力(株)主催による米子市及び境港市の住民を対象とした住民説明会（公民館単位）が開催されました。

中国電力(株)はUPZ内外で、島根原子力発電所の安全対策の取組状況や原子力規制委員会での審査状況、新規制基準適合性申請の概要などを説明し、質疑応答を行いました。

また、米子市・境港市主催の住民避難計画の説明も併せて実施されました。

【UPZ内〔16か所、730人〕】※参加人数は概数



米子市和田公民館での説明会



境港市中浜公民館での説明会

米子市〔9か所〕370人			境港市〔7か所〕360人		
場所	開催日	参加人数	場所	開催日	参加人数
和田公民館	6月19日(木)	60	中浜公民館	7月15日(火)	70
住吉公民館	6月25日(水)	50	余子公民館	7月17日(木)	55
彦名公民館	6月27日(金)	30	渡公民館	7月22日(火)	65
加茂公民館	7月2日(水)	35	境公民館	7月24日(木)	55
夜見公民館	7月4日(金)	50	上道公民館	7月29日(火)	35
大篠津公民館	7月7日(月)	20	外江公民館	8月1日(金)	45
崎津公民館	7月14日(月)	35	誠道公民館	8月7日(木)	35
河崎公民館	7月28日(月)	35			
富益公民館	9月12日(金)	55			

【UPZ外〔2か所、45人〕】※参加人数は概数

米子市〔2か所〕45人		
場所	開催日	参加人数
米子市文化ホール	9月18日(木)	20
淀江文化センター	9月22日(月)	25

(3) 新規制基準適合性審査合格に関する報告への対応

鳥取県は、令和3年9月15日に中国電力(株)から、同日の原子力規制委員会において、島根原子力発電所2号機が新規制基準に適合したことを示す審査書が正式決定（原子炉設置変更許可）されたことに関する報告を受けました。

9月16日には、資源エネルギー庁長官から知事に対して、島根原子力発電所2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、再稼働に求められる安全性が確認されたことから、再稼働を進めていくという国の方針について理解の要請を受けました。知事からは、再稼働を進める一方的に言われても当惑するだけであり、十分な財源のない中で事故時のリスクを負う周辺自治体の厳しい状況を訴え、事前了解について立地自治体と同等に扱うよう中国電力(株)を指導するよう要望しました。

ア 烏取県等における対応

(ア)原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）（令和3年9月15日）

中国電力(株)から島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査合格に係る審査結果等の報告を受け、米子市、境港市と今後の進め方について協議を行った。

a 日 時 令和3年9月15日(水) 18時～18時30分

- b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
 c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
 　〔関係自治体〕伊木米子市長、伊達境港市長 ※WEB参加
 　〔中国電力(株)〕芦谷代表取締役副社長執行役員、
 　　斎藤鳥取支社長 ※WEB参加



d 議題及び結果概要

- (a) 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査結果及び県が中国電力(株)に求めた7項目への対応状況について（中国電力(株)説明）
 (b) 今後の対応と進め方について、知事、米子市長及び境港市長は、次のとおり確認した。
 　・中国電力(株)に対して、審査結果に関する住民、議会、自治体への説明を求める。
 　・安全協定の改定について協議を再開する。中国電力(株)から納得ができる回答が得られなければ、再稼働判断に影響を与える。
 　・再稼働判断について、住民及び県原子力安全顧問の意見をよく聴き、議会とも協議し、県・市が緊密に連携をとり、対応していく。

【新規制基準適合性審査合格に関する知事コメント（令和3年9月15日）】

- ・原子力規制委員会の適合性審査が終了したが、国・中国電力(株)は、まずは速やかに、安全性等に関する一連の審査内容等について、鳥取県はもとより、米子・境港両市、住民、議会等へ丁寧に説明をすべき。
- ・再稼働判断については、安全を第一義とし、今後、県独自に設置した原子力安全顧問による専門的なチェックを経て、住民に身近な地元両市の意見を聴き、県議会とも協議をし、その意向を踏まえて、慎重に判断していきたい。
- ・その際、安全協定の改定により、立地のみならず周辺自治体の意見が尊重される仕組みとなることが前提となると考えており、中国電力(株)には速やかな対応を強く求める。

(イ)原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）（令和4年3月23日）

米子市長及び境港市長から、島根原子力発電所2号機の再稼働に係る意見の報告と今後の対応の協議のために原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催依頼があったことから、令和4年3月23日に県、米子市及び境港市は原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し、米子市及び境港市と島根2号機の再稼働に係る今後の対応について協議しました。

- a 日 時 令和4年3月23日(水) 9時～9時20分
 b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）
 c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
 　〔関係自治体〕伊木米子市長、伊達境港市長 ※WEB参加
 d 結果概要（市の意見、中国電力(株)と国に対する申し入れ事項等についての発言概要）

（伊木米子市長）

- ・3月18日の市議会全員協議会にて、島根原子力発電所2号機については、一定の安全性が確保できていると認められること、いざというときに適切にアクションが起こせる安全協定の改定がなされていること、避難計画にも一定の実効性が認められるという所見もあることから、再稼働に同意したいと申し上げた。
- ・議員からは賛同する意見もあった一方、安全協定がまだ十分改定されていない、避難計画についても不十分なところがある等々、再稼働に反対する意見、或いは時期尚早とする意見もありましたが、全体として賛同意見が多かったので、島根原子力発電所2号機の再稼働に同意することを表明した。
- ・ただし、安全は一番大事な部分であることから、同意にあたり中国電力(株)に4つの条件をつけさせていただく。
 - ①常に最新の知見をこの安全対策に取り入れること
 - ②原子力規制委員会における工事計画認可など、所要の法令上の手続きをしっかりと行うこと
 - ③鳥取県それから米子市そして境港市が行う原子力防災対策への協力を誠意を持って行うこと
 - ④引き続き信頼回復と安全文化の醸成に取り組むこと
- ・国に対しても次の事項を要望したい。

- ①今後の工事の設工認も含めて法令上の手続きを適切に行うこと
- ②再稼働に伴う課題につきましては政府が責任を持って対応すること
- ③新たな知見が得られた時には、それを安全対策に適切に反映すること
- ④武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について必要な対応を行うこと、またそのことについて市民に情報提供すること
- ⑤原子力災害時の避難対策について、関係自治体としっかりと協力して支援を行うこと
- ⑥こうした取り組みに対する財源を確保すること

(伊達境港市長)

- ・3月18日の市議会全員協議会で委員間の討議が、3月22日の全員協議会では議員全員（14名）の意見表明が行われ、その後再稼働の判断をした。
- ・再稼働については、まずは安全が大事であり、これは新規制基準適合性審査で合格したことや中国電力（株）との安全協定によって市民の安全と環境保全の確保が大きく前進した。
- ・住民説明会等では市民から不安の声もたくさん聴取したので、しっかりと市民の理解を得るように努力していく。
- ・中国電力（株）に対する再稼働する条件や国の申し入れについては、避難計画の実効性を高めるため、避難道となる米子境港間の高規格道路の整備と、漁師町である境港の汚染水対策をしっかりと行うことと申し入れたい。

(平井知事)

- ・両市長が心を碎いて説明を尽くしその表明に至ったこと、手に取るように把握をさせていただいた。
- ・最新の知見が得られればすぐに対応すること、工事計画認可申請などの諸手続きにおいて適正に行われること、原子力防災対策に中国電力（株）は協力すべきであること、さらには安全文化を醸成していくべきであること、境港市独自のものとして汚染水対策が重要であるということを確認した。
- ・政府に対しても、これらのことと担保することが政府の責務であり、再稼働についての安全の責任者として政府は役割を果たさなければならないということを強調されていたこと、さらに、米子境港間の道路、財源の問題などの重要な課題を十分に話し合われたその成果を受けとめさせていただいた。今日の両市の話で、大きくベクトル・方向性はそろった。
- ・両市の考え、県議会での様々な意見、県民から寄せられた重要な意見などを十分に反映させながら、住民、地域の負託にこたえられるよう、県として中国電力（株）に対する回答を、さらには国に対して申し入れるべき事項を整理し、明日、県議会と協議する。

(ウ)中国電力（株）への事前報告に対する意見回答（令和4年3月25日）

令和4年3月25日、中国電力（株）に対して、平成25年11月21日付文書で中国電力（株）から報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、安全を第一義として、節目節目で審査結果を報告することなど7項目の条件付きで了解する旨を回答しました。

- a 日 時 令和4年3月25日（金） 13時20分～13時35分
- b 場 所 鳥取県庁第4応接室
- c 出席者 [鳥取県] 平井知事
[中国電力（株）] 芦谷代表取締役副社長
- d 発言概要

(平井知事)

- ・安全を第一に7項目を順守していただきたい。再稼働を無条件でOKするものではない。
- ・節目で審査結果をご報告いただき、安全性を確認させていただく。必要な場合は専門家とも協議して意見を言わせていただく。誠意をもって対応していただきたい。
- ・原発への武力攻撃が起きた場合は、緊急停止して安全よりの対策を考えていただきたい。
- ・ヒューマンエラー防止のため、社員のモチベーション、心身の健康を維持していただきたい。
- ・避難計画の安全性向上に全面的にご協力いただき、経費負担について協定を締結していただきたい。
- ・安全協定の改定について、島根県と同じように扱うことを文書で差し入れていただきたい。

(芦谷副社長)

- ・7項目については真摯に受け止め、誠意をもって対応させていただく。

- ・武力攻撃を踏まえた最新の知見を安全対策に反映し、取り組んでいく。
- ・汚染水対策等も自主的な対策を引き続き実施していく。
- ・審査に真摯に取り組み、節目でご報告し、内容を住民にわかりやすく説明しながら進めていく。
- ・安全文化の醸成にグループ会社社員も含めて取り組んでいく。
- ・防災対策の財源措置について、継続した内容となるよう誠意を持って対応させていただく。
- ・安全協定の改定について、立地自治体と同様の対応をとるという文書を添えて出したい。
- ・住民にご理解をいただけるよう、さらなる安全性向上を目指し、最大限の努力をしていく。

(工)国(経済産業省)への申し入れ等の実施(令和4年3月25日)

令和4年3月25日、経済産業省・細田副大臣に対して、令和3年9月16日に島根原子力発電所2号機が新規制基準適合性審査合格したことに関連して、国から説明を受けた中国電力(株)島根原子力発電所2号機の再稼働へ向けた政府の方針について、中国電力(株)の安全対策を条件付きで了解したことを伝え、10項目の申し入れを行いました。

a 日 時 令和4年3月25日(金) 14時~14時15分

b 場 所 県庁第3応接室 ※WEB方式

c 出席者 [鳥取県] 平井知事

[経済産業省] 細田副大臣兼内閣府副大臣

d 発言概要

(平井知事)

- ・申し入れをしっかりと受けとめていただき、政府内の調整を図っていただきたい。
- ・原発への武力攻撃について、政府を挙げて証してもらいたい。原子炉の緊急停止や国民保護措置を早急に行っていただきたい。
- ・工事計画認可等の厳格な審査、汚染水対策、使用済燃料、避難対策への財源措置、周辺自治体の実態に見合う法的枠組みと財政的配慮、米子境港間の高速道路早期整備などもお願いする。

(細田副大臣)

- ・ご要請はしっかりと受けとめ、関係省庁とも共有して、対応させていただく。
- ・再稼働は安全確保が最優先であるという姿勢で取り組んでいく。
- ・中国電力(株)をしっかりと指導監督していきたい。原子力発電の必要性等を丁寧に説明していく。
- ・原発への武力攻撃については政府で対応を検討している。省庁が連携して改めるべきところは改める。
- ・事故賠償は政府が責任をもって対処する。使用済燃料や再エネなども国が責任をもって取り組んでいく。
- ・周辺自治体の状況を真摯に受けとめて、財政的支援について省庁が連携して前向きに検討する。
- ・道路整備を含むいわゆるインフラの整備についても国土交通省などにしっかりと要望を伝えていく。
- ・鳥取県の声をしっかりと受けとめ、責任をもってエネルギー政策、原子力政策を進めていく。

(才)山陰両県知事会議(令和4年3月28日) [島根県へ鳥取県の考え方を回答]

令和4年3月28日、島根原子力発電所2号機に関する「山陰両県知事会議」を開催し、平井知事が島根県の丸山知事に対して、島根県から令和3年12月14日に依頼のあった「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見照会について回答しました。

a 日 時 令和4年3月28日(月) 16時45分~17時4分

b 場 所 県庁第3応接室 ※WEB方式

c 出席者 [鳥取県] 平井知事

[島根県] 丸山知事

d 発言概要

(平井知事)

- ・中国電力(株)に対し島根2号機の新規制基準適合性に関する安全対策について了解した旨回答したが、安全を第一義として、常に最新知見を反映し安全性向上に努めることなど7項目の条件を強く求めた。
- ・今回の回答は、完全な再稼働容認ではなく、今後の工事計画認可や保安規定審査など、節目に中国

電力(株)から説明を求め、必要に応じ意見を出しながら、県民の安全を第一義に進めていく考えである旨の回答であること、島根県の再稼働判断に反映いただくよう強くお願ひする。

- ・国に対する 10 の申し入れ事項については、原発への武力攻撃が起きた場合は自衛隊などによる防護措置など対策をしっかりと検証していただき、こうした事態になった場合、国の指示をまたず事業者で運転の緊急停止ができるよう指導いただくよう要望するもの。

- ・丸山知事の考えも聞きながら、山陰両県で原子力安全に関する協定を検討していきたい。

(丸山知事)

- ・7項目については真摯に受け止め、誠意をもって対応する。
- ・中国電力(株)に対し、状況に応じ説明を求め、状況を確認し必要な意見を言うことは尤もなこと。
- ・武力攻撃が懸念される事態においては、政府からの命令を待たずに、事業者の判断でこの緊急停止をすることや、自衛隊の対処能力を高めてもらうことは重要なポイント。
- ・国への緊急要望には平井知事にも同席いただき、政府へ強い申し入れをお願いしたい。
- ・提案のあった島根県も加わった形の協定の締結は、鳥取県のお話を伺いながら検討したい。
- ・本日の説明を含め真摯に受け止め、今後島根県としてできる対応の中で反映をしていきたい。

(カ)山陰両県知事会議（令和4年6月5日） [鳥取県へ島根県の考え方を説明]

令和4年6月5日、島根県知事が6月2日に島根県議会において島根原子力発電所2号機に関する島根県の判断を表明したことを受け、判断に当たっての島根県の考え方や中国電力(株)及び国への要請事項の概要について、島根県知事から鳥取県知事が説明を受けました。

a 日 時 令和4年6月5日(日) 16時～16時15分

b 場 所 県庁第3応接室 ※WEB方式

c 出席者 [鳥取県] 平井知事
[島根県] 丸山知事

d 発言概要

(丸山知事)

- ・島根2号機の再稼働判断に当たっては、住民説明会等での意見、関係自治体の意見、島根県議会の意見などを踏まえ、熟慮を重ねた結果、「島根2号機の再稼働は現状においてはやむを得ない」と考え、再稼働を容認する。
- ・島根県として、中国電力(株)への事前了解及び国への回答の際には、必要な事項について要請を行う。

(平井知事)

- ・この度は関係自治体の意見を聴取し、様々な考慮の上で慎重な判断を下されたものと推察する。
- ・中国電力(株)及び政府への要請にあたっては、次の項目について要請事項に追加するか、その内容を口頭で補っていただきたい。

①中国電力(株)への要請

工事計画認可等の手続きに際して鳥取県等関係自治体から意見があればそれぞれ誠意を持った対応を行うこと

②内閣府への要請

周辺自治体も原子力防災対策を行わなければならない実情にあることから、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的な配慮を行うこと

③経済産業省への要請

米子・境港間の高規格道路が必要であり早期に整備を行うこと

(丸山知事)

- ・平井知事からご指摘をいただいた3点の要請事項については、島根県からの要請事項にこうした内容が含まれていることから、要請事項の文言はこのままとさせていただくが、それぞれ要望の際に明確に伝えていく。

イ 鳥取県原子力安全顧問による検証

鳥取県原子力安全顧問会議では、審査の申請が行われた平成25年以降、令和3年9月の審査合格まで、県原子力安全顧問会議を12回、ワーキンググループを8回、現地視察を3回行い、各顧問からの専門

的・技術的観点から抽出した論点について審査内容を慎重に確認しました。

(ア)原子力安全顧問による現地視察（令和3年10月17日）

a 日 時 10月17日(日) 14時5分～17時30分

b 場 所 島根原子力発電所

c 出席者 [原子力安全顧問] 占部顧問、神谷顧問、富永顧問、
北田顧問、牟田顧問、佐々木顧問、
香川顧問、西田顧問、河野顧問（9名）

[鳥取県] 水中危機管理局長他



d 結果概要

- 特に安全性と専門性の高い対策について、重点的に確認した。
- 特に事故対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求める汚染水対策（止水壁）、屋外のポンプ車等から原子炉格納容器等に注水するための可搬型設備接続口、2号機内での水素爆発防止用に設置された水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等を確認した。

(イ)原子力安全顧問会議（令和3年11月8日）

a 日 時 11月8日(月) 9時30分～12時5分

b 場 所 米子コンベンションセンター 2階 国際会議室（米子市末広町）

c 出席者 [原子力安全顧問] 占部顧問、藤川顧問、甲斐顧問、神谷顧問、富永顧問、北田顧問、
牟田顧問、望月顧問、香川顧問、西田顧問、河野顧問（11名）
[国] 原子力規制庁(WEB)、内閣府、資源エネルギー庁の各担当者
[鳥取県] 平井知事、水中危機管理局長他

d 議題

- 島根原子力発電所2号炉の審査結果（原子力規制庁：WEB説明）
- 島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制（内閣府）
- 国のエネルギー政策（資源エネルギー庁）
- 島根原子力発電所2号炉新規制基準への適合性に関する取りまとめ概要(案)（鳥取県）

e 結果概要

- 国から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け質疑を行った。
- 島根原子力発電所2号炉新規制基準への適合性に関する取りまとめ概要(案)について協議した。

(ウ)原子力安全顧問会議（令和3年11月17日）

a 日 時 11月17日(水) 14時～15時

b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）

c 出席者 [原子力安全顧問] 占部顧問、藤川顧問、富永顧問、
北田顧問、望月顧問、香川顧問、
西田顧問、遠藤顧問＊、
神谷顧問＊、片岡顧問＊（10名）
＊WEB参加



[鳥取県] 平井知事、水中危機管理局長他

[関係自治体] 米子市 佐小田防災安全監＊、境港市 黒崎防災監 ＊WEB参加

d 議題

- 島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果の検証に関する鳥取県原子力安全顧問会議意見について

e 結果概要

- 顧問がこれまでに確認した内容について分野別に総括を行い、顧問会議意見を県に提出した。

【分野別の総括】

分野	確認した内容
地震・津波	宍道断層と鳥取沖西部断層に連動性がないことや基準地震動の妥当性、津波や火山対策の有効性について、施設の安全機能が損なわれないことを確認した。

プラント	自然災害により設備の安全機能が損なわれること、航空機落下への備え、万一重大事故に至った場合に備えて整備したフィルタベントや水素爆発防止装置、緊急時対策所など、重大事故対策の有効性を確認した。
汚染水	県が中国電力(株)に対応を求めた汚染水対策について、新規制基準で求められる対策に加えて、中国電力(株)が自主的に行った汚染水の外部流出対策、地下水流入対策の有効性を確認した。
発電所内外の対応	環境放射線モニタリングによる放射線管理、原子力防災訓練による対応能力強化、重大事故時に対応可能な組織体制整備、原子力安全文化醸成の取組、避難計画の実効性向上に向けた支援等について確認した。
総括	原子力規制委員会が審査を行い、新規制基準に適合したと判断した島根2号炉について、専門的観点から抽出した論点に対する適切な対策が講じられ、中国電力(株)の自主的な安全対策により安全確保に必要な対策が講じられていることを技術的に確認した。

【原子力安全顧問会議意見】

- ・顧問会議は、島根2号炉の安全確保に必要な対策が講じられていることを確認した。
- ・中国電力(株)に対しては、引き続き最新の知見を適切に取り入れて安全性向上に努めること、安全対策の信頼性を高め、機器の冗長化や機器間の従属性等を考慮した設計を行うこと、緊急時の予測困難な事態に対応できるよう人材育成を進めるなどを求める。
- ・また、協力会社を含めた社員一人ひとりが常に安全を第一に考え、地域住民に安心していただけるよう、原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。

(工)原子力安全顧問会議（令和4年3月18日）

a 日 時 3月18日(金) 11時30分～12時35分

b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）

c 出席者 〔原子力安全顧問〕 香川顧問、占部顧問＊、遠藤顧問＊、藤川顧問＊、
神谷顧問＊、富永顧問＊、吉田顧問＊、片岡顧問＊、
北田顧問＊、佐々木顧問＊、望月顧問＊、西田顧問＊、
河野顧問＊、梅本顧問＊（14名）＊WEB参加

〔鳥取県〕 平井知事、危機管理局長

〔関係自治体〕 米子市 伊木市長＊、境港市 伊達市長＊ ＊WEB参加

d 議題

- ・島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果等に対する米子市・境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員等の意見の確認について

e 結果概要

- ・「島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果等に関する鳥取県原子力安全顧問会議の意見（令和3年11月17日報告）」の報告以降、米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員等から寄せられた、島根原発2号炉の安全性等に関する意見・疑問に対して、原子力安全顧問から丁寧に説明いただいた。

ウ 県・市の行政職員への説明

県・市の行政職員が、中国電力(株)と国から島根原子力発電所2号機の審査結果やエネルギー政策について説明を受け、質疑を行いました。

開催日	テーマ	説明者
令和3年10月7日	地震や津波に関する審査結果の確認	中国電力(株)
10月12日	設計基準事故対策に関する審査結果の確認	中国電力(株)
10月21日	重大事故対策に関する審査結果の確認	中国電力(株)
11月15日	エネルギー政策に関する確認	資源エネルギー庁

エ 議会への説明

国（原子力規制庁、内閣府、資源エネルギー庁）及び中国電力（株）が2号機の審査の概要、原子力防災の取組、国のエネルギー政策、島根原子力発電所の必要性を県・市のそれぞれの議会に説明しました。

- ・県議会議員全員協議会（令和3年10月8日）
- ・米子市議会全員協議会（令和3年11月11日）
- ・境港市議会（令和3年11月12日）

オ 県民への説明

県・市は、島根原子力発電所2号機の審査結果をはじめ、原子力防災の取組やエネルギー政策などの説明を聞く機会を提供するため、住民説明会を開催しました。また、中国電力（株）においても、県・市の要請に基づき、住民説明会を開催しました。

（ア）県・市主催住民説明会

県・市の主催による住民説明会を開催し、国と中国電力（株）から島根原子力発電所2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原子力発電所の概要と必要性について説明を受け、質疑を行いました。また、避難先となる県東部・中部エリアを対象に、県・市から避難計画の説明を行い、質疑を行いました。

項目	説明内容	説明者
島根2号機の審査結果	2号機の新規制基準適合性審査の内容及び結果の概要	原子力規制庁
原子力防災の取組	島根地域の避難計画及び防災力向上に向けた取組	内閣府
国のエネルギー政策	エネルギー基本計画に基づく原子力政策及び再稼働へ向けた政府の方針	資源エネルギー庁
島根原発の概要と必要性	島根原発の概要と原子力発電の必要性、安全への取組	中国電力（株）
避難計画	避難計画及び避難計画の実効性向上に係る取組	県・市

開催日	エリア	会場	説明者	参加人数
令和3年10月24日	米子市	米子市文化ホール	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	109人
10月30日	境港市	SANKO夢みなどタワー	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	69人
11月18日	県東部	とりぎん文化会館	規制庁（録画映像）、県・市	27人
11月23日	県中部	ホテルセントパレス倉吉	規制庁（録画映像）、県・市	19人
11月24日	県西部	県西部総合事務所	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	21人



（イ）鳥取県原子力安全対策合同会議

県・市主催の住民説明会以外にも鳥取県原子力安全対策合同会議を開催し、住民からの意見を聴取しました。

回数	内容
令和3年度 第1回 (11月8日)	中国電力（株）から島根原子力発電所の安全対策と必要性、国（資源エネルギー庁、内閣府、原子力規制庁）からエネルギー政策や原子力防災の取組、島根2号機の審査結果を聞き取った上で住民意見を聴取。

令和3年度 第2回 (11月22日)	原子力安全顧問から、2号機の審査結果に関する検証結果（原子力安全顧問会議意見）の説明を受けた上で住民意見を聴取。
令和3年度 第3回 (2月16日)	米子市と境港市の原子力発電所環境安全対策協議会での意見について県へ報告。

(ウ)中国電力(株)主催住民説明会等

中国電力(株)は、島根原子力発電所の概要、安全対策、新規制基準適合性審査の状況等について説明を行いました。

【自治体向け説明会(一般傍聴可)】

2県6市は、中国電力(株)より島根原子力発電所2号機の設置変更許可の概要等について説明を受けました。

回数	開催日	内容
第35回	令和3年9月24日	設置許可の全体概要と令和3年6月3日の審査会合の水素対策

【住民説明会】

場所	開催日	参加人数
境港市文化ホール	令和3年10月15日(金)	47名
米子コンベンションセンター	10月18日(月)	45名

【現地視察（米子市・境港市原子力発電所環境安全対策協議会）での説明】

米子市：令和3年10月18日、境港市：令和3年10月28日

(エ)その他（境港市住民説明会）

島根原子力発電所2号機の審査結果について、中国電力(株)から説明を聞くとともに、市から原子力防災の説明を行いました。

日 時	会 場	参 加 人 数
令和3年11月15日 19時～21時	渡公民館	12名
11月17日 19時～21時	中浜公民館	17名
11月19日 19時～21時	上道公民館	15名
11月21日 14時～16時	境公民館	13名
11月22日 19時～21時	余子公民館	17名
11月24日 19時～21時	外江公民館	5名
11月26日 19時～21時	誠道公民館	15名

（4）島根2号機の安全対策に係る中国電力への意見提出への対応

鳥取県は、平成25年11月21日の事前報告に対して、専門家意見、住民意見、両市の意見、県議会の意見を踏まえて、令和4年3月25日に安全を第一義として、審査結果を報告することなど7項目の条件付きで了解する旨を回答しました。この回答をもって安全協定に基づく手続きは完了しましたが、令和4年3月25日に付した条件に基づき、令和6年10月10日に中国電力に対して、安全を第一義として、責任ある対応を求める意見を提出しました。その際、併せて令和6年1月1日に発生した能登半島地震等の教訓を踏まえて対応するよう申し入れました。中国電力は、令和7年2月18日に意見に対して回答しました。

ア 鳥取県等における対応

(ア)令和6年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

令和6年能登半島地震を踏まえた島根2号機に係る安全対策や「島根地域の緊急時対応」に関する中国電力や国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れ内容について協議しました。

- a 日 時 令和6年4月4日（木）14時～14時15分
b 場 所 第4応接室（県庁本庁舎3階）
c 対応者 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）
d 議 題 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申入れについて
e 結 果 申入れ内容について協議し、合意した。



（イ）中国電力への申入れ

- a 日 時 令和6年4月4日（木）14時50分～15時10分
b 場 所 中国電力鳥取支社大会議室（鳥取市新品治町1-2）
c 対応者 [中国電力] 北野代表取締役副社長、長谷川島根原子力本部長、籾根鳥取支社長
[鳥取県等] 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）
d 申入れ内容

令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について

- e 中国電力からの主な発言

- 現時点では追加対策は不要と考えているが、国や電力事業者独自で実施している能登半島地震の検証を踏まえ、新たな知見があれば適切に対応する。
- 安全性の追求に終わりはないという覚悟のもと、仮に事故が発生しても被害を発電所構内に止めるような安全性の向上を不斷に追求していく。



（ウ）国への申入れ

- a 日時 令和6年4月5日（金）
b 対応者 平井知事、伊達市長（境港市）、伊澤副市長（米子市）
c 申入れ省庁、面会者等

規制委員会・片山長官への申入れ

申入省庁	原子力規制委員会	内閣府	経済産業省
申入内容	令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について	令和6年能登半島地震を受けた「島根地域の緊急時対応」の確認について	令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について
面会者 〔場所〕	片山原子力規制庁長官 〔原子力規制委員会〕	伊藤内閣府特命担当大臣 （兼環境大臣）〔環境省〕	岩田経済産業副大臣 〔経済産業省〕
申入に対する 主な発言	<ul style="list-style-type: none">安全確保に影響のある問題は生じておらず、新たな知見があれば規制基準に取り入れるか議論を進める。島根原発2号機は、非常用電源の確保、断層連動の可能性等について審査で確認しており、現時点で判断を変える新たな知見はない。屋内退避の運用のあり方について検討チームにて議論を進めているが、避難計画の改定を求めるものではない。	<ul style="list-style-type: none">緊急時対応は元々、複合災害を想定している。避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は具体的かつ合理的であり、直ちに計画の改定を求めるものはない。原子力防災の備えに終わりや完璧ではなく、今後も充実強化に努める。	<ul style="list-style-type: none">原発の再稼働は安全性の確保が大前提である。『新規制基準の審査に既に合格した原発は現時点で運転停止を命令する考えはない』との規制委の見解を確認している。『県等の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は具体的かつ合理的である』との内閣府の見解を確認している。原子力規制の下で事業者に不断の安全性の向上に努めるよう指導していく。

d 申入内容

(原子力規制委員会)

- 1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。
- 2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。
- 3 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。

(内閣府（原子力防災）)

- 1 令和6年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要はあるのか。
- 2 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。
- 3 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。

(経済産業省)

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義であると考えるが、この度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されているのか。
- 2 令和6年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所2号機の安全確保に向けてどのような対策を求めるのか。
- 3～5 原子力規制委員会への照会事項の1、2、3
- 6～8 内閣府（原子力防災）への照会事項の1、2、3

(エ)原子力規制委員会との意見交換【主催：原子力規制委員会】

島根2号機の安全対策について、原子力規制委員会と意見交換を行いました。この意見交換は、原子力規制委員会が、原子力発電所が立地する地元関係者と意見交換を行うために各地域で順々に行っているもので、今回、島根地域で初めて開催されました。

a 日時 令和6年7月20日（土）13時～15時

b 場所 島根県原子力防災センター

c 出席者 [地元関係者]（2県6市首長）

平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長

丸山島根県知事、上定松江市長、飯塚出雲市長、田中
安来市長、石飛出雲市長

[原子力規制委員会] 山中委員長、伴委員

[中国電力] 中川社長、北野副社長 他

d 議題 島根原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

e 主な結果

- ・山中委員長から、現在のところ能登半島地震から規制に反映すべき新知見がなく、現行の審査基準で適切な審査ができていること、新知見が得られたらすぐに対応する旨の発言があった。



- ・鳥取県等からは能登半島地震を踏まえても島根2号機の安全性が担保されることについて、その判断の理由を含めて文書で回答するよう求め、山中委員長から分かりやすい資料を添付した上で対応する旨の回答があった。

(才)内閣府（原子力防災）との意見交換 [主催：島根県]

能登半島地震を踏まえ、避難計画の実効性について国の考え方を確認し、国の原子力防災の取組に関する意見交換を行うために実施しました。

a 日時 令和6年7月20日（土）15時45分～17時30分

b 場所 島根県庁 講堂

c 出席者 [地元関係者]（2県6市首長）

平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長

丸山島根県知事、上定松江市長、飯塚出雲市長、田中

安来市長、石飛出雲市長

[内閣府（原子力防災）]

松下政策統括官、福原地域原子力防災推進官

d 議題 令和6年能登半島地震を踏まえた対応について（意見交換）

e 主な結果

- ・内閣府（原子力防災）の松下政策統括官から「島根地域の緊急時対応」は複合災害を想定しているため、能登半島地震が起きたことによって、この緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるということが何ら変わるものではないとの発言があった。
- ・内閣府（原子力防災）が石川県職員とともに行った能登半島地震に係る志賀地域の被災状況の調査結果の報告があり、住民の避難ルートは迂回路の併用などにより通行可能であったと考えられる等の説明があった。
- ・鳥取県等からは能登半島地震を受けても「島根地域の緊急時対応」に実効性があることについて、その判断の理由を含めて文書で回答するよう求め、内閣府（原子力防災）からは協議・相談させていただきたい旨の回答があった。



(カ)令和6年度第2回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

令和6年能登半島地震を踏まえて鳥取県等が4月に行った中国電力及び国への申入れについて、文書による回答を受けました。あわせて、中国電力（株）から安全対策工事の状況報告を受け、今後の対応方針を協議しました。

a 日時 令和6年8月9日（金）10時～10時55分

b 場所 県庁災害対策本部室

c 出席者 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）

[経済産業省] 山田資源エネルギー政策統括調整官

[中国電力] 三村島根原子力本部長、森田鳥取支社長

d 議題

- ・能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れの回答
- ・島根原子力発電所2号機の安全対策工事実施状況

e 主な結果

- ・能登半島地震を受けて4月に国及び中国電力（株）へ申し入れたことに対する回答があった。

[原子力規制委員会]

現時点で規制に反映させるべき新知見はなく、審査結果の見直しは必要ない。

[内閣府（原子力防災）]

「島根地域の緊急時対応」は自然災害との複合災害を想定して策定されており、現段階での見直しは不要。

[経済産業省]

原子力事業者に対して安全性向上に向けて不断に取り組むよう指導する。

[中国電力]

「安全性の向上に終わりがない」との考え方のもと、自主的な改善を図っていく。



- ・知事からは、疑問に対する一定の回答が得られ、誠実に回答いただいたことは評価する旨の発言があり、回答の妥当性を精査するため、専門家である原子力安全顧問の意見を聞く旨の発言があった。
- ・中国電力から、主要設備の設置が完了して発電所の安全対策工事を確認できる段階になっているとの発言があった。
- ・知事は米子市長及び境港市長とともに、安全対策工事について現地視察をする意向を示した。
- ・今回説明のあった国及び中国電力の回答を原子力安全顧問会議で確認することや島根2号機の安全対策工事の状況を原子力安全顧問が現地で確認する方針が示された。

(キ) 知事、両市長による2号機の視察

令和6年8月9日の原子力安全対策PT会議（コアメンバー）において、中国電力から2号機の安全対策工事において各設備の本体設置が完了したとの報告を受けたことから、知事等が直接安全対策工事の状況を確認するために、2号機を視察しました。

a 日時 令和6年9月8日（日）14時55分～17時

b 観察者 県 平井知事、水中危機管理部長

米子市 伊木市長、松本防災安全監

境港市 伊達市長、大道防災監

c 対応者 中国電力 北野副社長、三村島根原子力本部長、岩崎島根原子力発電所長 他

d 観察内容

今回は新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察をした。

- ・地震・津波対策（耐震補強、防波壁、津波漂流物対策）
- ・電源設備（ガスタービン発電機（非常用電源）、耐震の緊急用開閉所（外部電源の強化））
- ・注水設備（低圧代替注水、送水車（可搬設備））
- ・フィルタベント、火災防護、溢水対策等

e 観察後の知事の主なコメント

- ・安全対策についてつぶさに説明を受け、福島第一原子力発電所事故の反省、新規制基準に基づく深層防護の考え方で工事がされていることを確認した。
- ・予定された工事は順調に終わってきているということは理解したが、安全対策に終わりはない。不断の安全対策の向上が今後も必要となってくる。
- ・今後、専門家の意見や住民の意見を聞いていく必要がある。



(ク) 令和6年度第3回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

島根原子力発電所2号機の安全対策について、中国電力への意見及び国への要望について協議しました。

a 日時 令和6年10月5日（土）15時30分～15時50分

b 場所 米子ワシントンホテルプラザ 2階「らん」（米子市明治町125）

c 出席者 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）

d 議題 島根原子力発電所2号機の安全確保に係る中国電力への意見案、国への要望案について

e 主な結果

[平井知事総括]

回答案等について異論がないものとし、今後、県議会との手続きを進めていく。

[伊木市長コメント]

周辺自治体としては安全が何より重要である。また、原子力防災に取り組む上で、人件費等の財政支援を中国電力、国に対してしっかりと申し出を行いたい。



[伊達市長コメント]

中国電力に対しては、職員の安全文化の醸成に一層取り組んでいただきたいこと、プルサーマル発電の実施の際には適切に対応していただきたいことをしっかりと申入れ、避難計画の実効性の向上に向けた国の支援をしっかりと要望させてもらう。

(ケ) 中国電力への回答

令和4年3月25日に付した条件に基づき、中国電力に対して、安全を第一義として、責任ある対応を求める意見を提出しました。

- a 日時 令和6年10月10日(木) 13時30分～13時50分
- b 場所 県庁第4応接室
- c 出席者 平井知事、伊木市長(米子市)、伊達市長(境港市)
中国電力 北野副社長、三村原子力本部長、森田鳥取支社長
- d 意見 令和6年能登半島地震をはじめ最新の科学的知見の安全対策への反映、組織的・人員的な面での安全な運用体制の確立、使用前事業者検査等の真摯な実施、円滑な避難のための継続的な財源措置等の10項目



(コ) 国への要望

島根2号機の安全対策について中国電力へ意見を申し入れたことに伴い、中国電力に求めた対応が確実に履行されるよう、原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省に対して以下のとおり要望活動を行いました。

申入省庁	原子力規制委員会	内閣府(原子力防災)	経済産業省
申入内容	島根原子力発電所2号機の安全対策について		
要望日	10月11日(金)	10月24日(木)	10月25日(金)
対応者	片山長官	国定政務官	上月副大臣
出席者	平井知事 伊木米子市長 伊達境港市長	平井知事 伊達境港市長	平井知事

(サ) 中国電力の回答

令和6年10月10日に米子市及び境港市と連名で中国電力に提出した島根2号機の安全対策に係る意見に対して、中国電力から回答を受けました。

- a 日時 令和7年2月19日(水) 15時30分～15時45分
- b 場所 第4応接室(本庁舎3階)
- c 対応者 平井知事
中国電力 北野副社長 他
- d 中国電力からの回答に対する知事の主なコメント
 - ・財源措置が島根県側で拡大されることになり、同じように原子力防災を行わなければならない米子市、境港市と島根県側の周辺市とで格差が広がることから、そのことを踏まえ協議に真摯に対応してもらいたい。
 - ・島根2号機でのプルサーマルは、鳥取県は安全協定の一環と捉えており、説明だけではなく、安全協定に基づき協議をしていただき、鳥取県が意見を述べる機会が必要である。
 - ・使用済燃料については、「今後10年程度は燃料プールが満杯になることはない」との回答であるが、その10年間で搬出できるかどうか分からないことから、引き続き状況を注視していく。
 - ・安全を第一義として安定した運転に取り組むことが重要であり、専門家も交え厳しく監視していく。

イ 鳥取県原子力安全顧問による確認

鳥取県原子力安全顧問は、原子力安全顧問会議や現地視察により、各顧問からの専門的・技術的観点から審査内容を確認しました。

(ア)令和6年度第1回原子力安全顧問会議

中国電力や原子力規制庁から審査結果を顧問へ説明し、専門的な観点から確認していただきました。

a 日時 令和6年7月8日（月）9時30分～12時15分

b 場所 県庁災害対策本部室

c 出席者 [県原子力安全顧問]（17名中14名出席）

占部顧問、北田顧問、牟田顧問、望月顧問、藤川顧問、
甲斐顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、佐々木顧
問、香川顧問、西田顧問、河野顧問、梅本顧問

[県] 平井知事

[原子力規制庁] 斎藤安全規制調整官 他

[中国電力] 森田鳥取支社長 他

[オブザーバー] 米子市、境港市



d 議題

- 島根原子力発電所1号機及び2号機の審査結果等（1号機：廃止措置計画変更認可、2号機：設計及び工事計画認可、保安規定変更認可）
- 令和6年能登半島地震を受けての確認結果等
- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案
- 令和5年度環境放射線等測定結果、令和6年度環境放射線等測定計画

e 主な結果

- 島根1号機の廃止措置計画変更認可の審査結果は妥当であると判断された。
- 島根2号機（設計及び工事計画認可、保安規定変更認可）の審査結果について原子力規制庁及び中国電力から説明があり、主に中国電力の原子力安全文化活動が確認された。
- 令和6年能登半島地震を受けての島根2号機への影響に関する確認結果等について中国電力から説明があり、原子力安全顧問からは、地震に関する新しい知見の収集に努めること、災害時においても正確な情報発信ができるだけ早くすること、海への油の流出を防ぐ対策を講ずること等の意見があった。
- 県地域防災計画の修正、環境放射線測定結果・測定計画について、顧問会議の了承を得た。

(イ)令和6年度第2回原子力安全顧問会議

国及び中国電力への申入れに対する回答及び中国電力の安全対策工事の状況を専門的な観点から確認していただきました。

a 日時 令和6年8月20日（火）11時～12時15分

b 場所 県庁災害対策本部室

c 出席者 [県原子力安全顧問]（18名中11名出席）

神谷顧問、富永顧問、北田顧問、望月顧問、片岡顧問、佐々木顧問、河野顧問、梅本
顧問、藤川顧問、西田顧問、野口顧問

[内閣府（原子力防災）] 林田参事官補佐

[経済産業省] 前田原子力立地政策室長

[中国電力] 森田鳥取支社長、井田島根原子力本部副本部長、永山マネージャー、高取マ
ネージャー

[県] 平井知事

[オブザーバー] 米子市、境港市

d 議題

- 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れに対する回答

- ・島根原子力発電所2号機の安全対策工事の実施状況
 - ・島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に係る審査状況
- e 主な顧問のコメント
- ・各回答については適切な内容。能登半島地震において安全上重要な機器の損傷が全くなかったことについて、十分に広報する必要がある。
 - ・緊急時の情報発信については、正確かつ迅速に行うよう留意してもらいたい。
 - ・国から新たに能登半島エリアの活断層長期評価が公表されたが、島根原子力発電所の基準地震動及び基準津波の評価に影響することではなく、見直す必要はない。
 - ・原子力安全顧問が現地視察をする方針を決定した。
 - ・特定重大事故等対処施設における原子炉格納容器内の冷却用の水源については、規制要求に基づき、必要な容量を確保していることを確認した。

(ウ) 2号機の視察

令和6年8月9日の原子力安全対策PT会議（コアメンバー）や8月20日の原子力安全顧問会議において、2号機の安全対策工事の各設備に関して中国電力からの説明を受け、専門的な視点で安全対策工事の状況を確認するため、原子力安全顧問が2号機を視察しました。

a 日時・視察者（12名）

令和6年8月24日（土）13時～17時

占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、神谷顧問、香川顧問、北田顧問、望月顧問、佐々木顧問（8名）

令和6年9月5日（木）13時～17時

牟田顧問、梅本顧問、富永顧問、吉橋顧問（4名）

b 視察内容

今回は新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察をした。

- ・地震・津波対策（耐震補強、防波壁、津波漂流物対策）
- ・電源設備（ガスタービン発電機（非常用電源）、耐震の緊急用開閉所（外部電源の強化））
- ・注水設備（低圧代替注水、送水車（可搬設備））
- ・フィルタベント、火災防護、溢水対策等

c 視察後の顧問の主なコメント

- ・多様な設備の整備が進み、再稼働に向けて相当な準備が行われていることを確認した。
- ・耐震性が向上し、冷却システムや火災防護に関する設備が充実し、ハード面においてかなり進んでいるような印象を受けた。
- ・2号機の安全対策の状況について、着実に対応がなされていることを確認した。
- ・訓練や安全文化の醸成が重要であり、訓練を通じて対応能力を高めるとともに、通常作業においても意識するようにして欲しい。



(エ) 令和6年度第3回原子力安全顧問会議

鳥取県が中国電力に対して意見を述べる際の参考とするために、2号機の新規制基準合格以降に作られた重要な安全対策工事、申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答等について、これまでの審査結果をもとに顧問意見をとりまとめました。

a 日時 令和6年9月9日（月）11時30分～12時15分

b 場所 米子コンベンションセンター（米子市末広町294）

c 出席者 県原子力安全顧問（13名）

占部顧問、北田顧問、望月顧問、遠藤顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、吉橋顧問、佐々木顧問、香川顧問、梅本顧問、野口顧問



県 平井知事、水中危機管理部長
米子市 伊木市長、松本防災安全監
境港市 伊達市長、大道防災監

- d 議題 2号機の安全対策について
e 結果

2号機の後段規制の審査結果、安全対策工事、申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答並びに南海トラフ地震の影響に対する国の回答について、顧問意見を取りまとめ、知事に報告しました。

＜顧問意見：総括＞

能登半島地震を踏まえた申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力の回答は妥当なものと判断する。その上で新規制基準に基づく原子力規制委員会による審査結果が妥当であり、避難計画が複合災害を想定し、実効性のある計画であることを確認した。

ただし、規制要求を満足することは最低限のことであり、安全性の向上に終わりではなく、最新の知見を収集し、人材育成を進め、安全性向上に向けた不断の取組が必要であり、地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、安全を第一義として原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。

(才)令和6年度第5回原子力安全顧問会議

島根原子力発電所2号機の再稼働工程や中国電力の運転体制、県の再稼働に係る監視体制及び今後の監視体制、昨年11月に実施した原子力防災訓練（実動訓練）を踏まえた次年度の防災訓練について顧問へ説明し、専門的な観点から確認していただきました。

- a 日時 令和7年2月6日（木）17時～18時5分

- b 場所 県庁災害対策本部室

- c 出席者 [県原子力安全顧問]（18名中13名出席）

占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、富永顧問、片岡顧問、北田顧問、牟田顧問、吉橋顧問、望月顧問、佐々木顧問、香川顧問、野口顧問、梅本顧問

[中国電力] 森田鳥取支社長、井田原子力本部副本部長

[県] 平井知事

[オブザーバー] 米子市、境港市

- d 議題

- ・島根原子力発電所2号機の再稼働工程及び運転体制について
- ・島根原子力発電所2号機の監視体制について
- ・原子力防災訓練について

- e 主な顧問のコメント

- ・初動体制の増強には一定の評価をする。
- ・当該水位計のように新しく導入した機器の挙動が手順書等に正しく反映されていないケースが他にもあるかもしれない、留意すること。
- ・安全運転のためにはナレッジマネジメントが重要であり、個人の持つ知識・情報を組織で活用し、体系的に管理できるよう取り組むこと。
- ・鳥取県の監視体制が住民の不安解消に繋がったことは評価できる。今後も住民の要望を捉えた対応を進めること。
- ・運転サイクル毎に常に自主的な安全性向上が求められている事業者は、ソフト、ハードとともに安全性向上を進め、県と米子市、境港市は監視できる体制に努めるとともに、顧問としても県等と連携して、監視を進める。

ウ 県・市の行政職員への説明

2県6市の自治体職員は、中国電力から審査状況等について説明を受けました。

回数	開催日	内容
第36回	令和4年7月11日	設計及び工事の計画認可申請の審査状況について
第37回	令和5年5月16日	設計及び工事の計画認可申請の審査状況について 特定重大事故等対処施設等の審査状況について
第38回	令和6年4月4日	保安規定変更認可申請の審査状況について 特定重大事故等対処施設等の審査状況について 1号機の廃止措置計画変更認可申請の審査状況について

エ 議会への説明

令和6年9月13日の地域県土警察常任委員会で、原子力規制庁から2号機の設計及び工事の計画、保安規定変更、特定重大事故等対処施設等の審査概要について、国（原子力規制庁、内閣府、経済産業省）から4月の申入れに対する回答について議会に説明しました。

また、同年9月17日の同常任委員会で、原子力安全顧問及び米子・境港市の住民代表から意見聴取を行ったことを報告、同年10月7日の同常任委員会で、米子市及び境港市の意見を基本に原子力安全顧問、住民及び県議会の意見を踏まえ、中国電力への意見案、国への要望案について議会に報告しました。

オ 住民への説明

令和6年度第1回原子力安全対策合同会議を開催し、国（原子力規制庁、内閣府、経済産業省）、中国電力及び原子力安全顧問から、2号機の審査結果や申入れへの回答、原子力安全顧問の意見（専門家意見）等について説明し、住民代表である安全対策協議会委員から意見を聴取しました。

a 日時 令和6年9月9日（月）13時30分～16時

b 場所 米子コンベンションセンター

c 出席者 米子市 米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員（32名中23名）

境港市 境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員（33名中21名）

県原子力安全顧問（11名）

占部顧問、北田顧問、望月顧問、遠藤顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、吉橋顧問、香川顧問、野口顧問

原子力規制庁 渡邊安全規制管理官 他

内閣府 福原地域原子力防災推進官 他

資源エネルギー庁 前田原子力立地政策室長

県 平井知事、水中危機管理部長 他

d 議題

- ・2号機の後段規制の審査結果
- ・能登半島地震を踏まえた申入れに対する回答
- ・2号機の特定重大事故等対処施設の概要
- ・2号機の安全対策に係る原子力安全顧問による確認結果

e 主なコメント

[平井知事総括]

原子力発電所の安全については、新たな知見があれば取り入れ、検証が続けられる必要があり、また、複合災害を想定した防災対策にも取り組んでいかなければならない。周辺地域としては安全を第一義として、島根原子力発電所の課題に向き合ってまいりたい。

[伊木市長コメント]

審査結果や回答内等について、国や中国電力（株）の説明を受け、鳥取県原子力安全顧問から審査結果や回答内容の妥当性などについて、一定の見解をいただいた。今後、議会等の意見を聞き、必要な対応を進めていきたい。

[伊達市長コメント]



広域住民避難計画の実効性をさらに高めるために、市も県と協力して取り組み、住民へ周知徹底を図っていきたい。

(5) 特定重大事故等対処施設等に係る中国電力の事前報告への回答への対応

鳥取県は平成28年4月28日、中国電力から安全協定第6条に基づく事前報告を受け、同年6月17日に意見を留保する旨を中国電力に回答し、原子力規制委員会の審査結果の説明を受けた後、原子力安全顧問、住民、2市の意見を聞いた上で改めて回答することにしました。

令和6年10月23日に特定重大事故等対処施設等が審査に合格（原子炉設置変更許可を受領）したことから、令和6年12月19日に中国電力の事前報告に対して回答しました。

ア 鳥取県等における対応

(ア) 令和6年度第4回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

鳥取県は米子市、境港市と協議し、2市の意見を基本とした上で原子力安全顧問及び住民の意見を踏まえ、中国電力への鳥取県等の意見案を取りまとめました。

- a 日時 令和6年12月13日（金）16時～16時30分
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 出席者 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）
中国電力 三村島根原子力本部長、森田鳥取支社長
※水位計に係る報告のみ出席

d 議題

- ・島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に係る中国電力への回答及び国への要望について
- ・島根原子力発電所2号機原子炉水位計の水位誤認



e 主なコメント

[平井知事総括]

回答案等について異論がないものとし、今後、県議会との手続きを進めていく。なお、原子力防災は相当期間にわたり取り組むものであり、両市の意見を踏まえ、中国電力への要望項目に「誠意をもってこれ（原子力防災対策）に協力するとともに」を追記することとした。

[伊木市長コメント]

特定重大事故等対処施設は速やかに整備すべきである。また、立地自治体と周辺自治体とで防災対策に係る人件費等の格差解消について、中国電力、国に対しつきり申し出を行いたい。

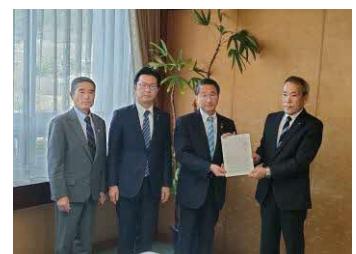
[伊達市長コメント]

中国電力に対しては、組織的・人的能力の向上に取り組んでいただきたいことをしっかりと申入れ、国に対しては、原子力防災に最大限の財政支援等をしつかり要望させてもらう。

(イ) 中国電力への回答

平成28年4月28日の特定重大事故等対処施設等に係る中国電力の事前報告に対して回答しました。

- a 日時 令和6年12月19日（木）13時35分～14時
- b 場所 県庁第4応接室
- c 出席者 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）
中国電力 北野副社長、三村原子力本部長、森田鳥取支社長
- d 意見 不断に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、十全の安全対策を遺漏なく完遂されますよう要求する。



(ウ) 国への要望

島根2号機の特定重大事故等対処施設等の安全対策について中国電力へ回答したことに伴い、中国電力に求めた対応が確実に履行されるよう、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産

業省に対して令和6年12月25日に以下のとおり要望活動を行いました。

a 日時、対応者

令和6年12月25日(水)、平井知事、伊木市長(米子市)、伊達市長(境港市)

b 申入省庁、面会者等

申入省庁	原子力規制委員会	内閣府	経済産業省
申入内容	島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望について		
面会者 〔場所〕	片山原子力規制庁長官 〔原子力規制委員会〕	中田副大臣 (兼環境大臣) [環境省]	加藤経済産業政務官 〔経済産業省〕
申入に 対する 主な発言	<ul style="list-style-type: none">今後、設工認・保安規定の審査に対し厳重に対応する。住民にも分かりやすい説明を行う。新規制基準による新たな設備等を要員が適切に使用できるか規制検査でしっかりと確認する。	<ul style="list-style-type: none">財源を確保し、原子力防災に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">安全最優先を大前提に中国電力を指導する。また万が一の事故の場合には関係法令に基づいて政府として適切に対応する。テロ対策は自衛隊、警察等の関係機関と事業者との連携を図り、政府全体で適切に対応する。

イ 鳥取県原子力安全顧問による確認

中国電力からの事前報告後、特重施設等の安全対策や原子力規制委員会の審査結果を確認するため、計4回の原子力安全顧問会議を開催しました。令和6年11月21日の令和6年度第4回原子力安全顧問会議では、審査結果について、原子力安全顧問意見をとりまとめました。

ただし、テロ対策であるため、審査は原則非公開で行われた。

(ア) 平成28年度第1回原子力安全顧問会議

a 日時 平成28年5月16日(月) 9時30分～11時10分

b 場所 TKP岡山カンファレンスセンター

c 議題

- 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画
- 島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)
- 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について
- 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について
- 平成27年度環境放射線モニタリング結果の評価等について
- 平成28年度原子力防災に係る取組について

d 結果(特定重大事故等対処施設等についてのみ)

中国電力が事前報告の内容となる特重施設等の安全対策を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われました。

<座長コメント>

- 特定重大事故等対処施設等については、新規制基準と並行して整備していくことであっても、例えば中央制御室あるいは緊急時対策所と今回の施設の3者がうまく機能していくこと等に留意しながら考えていただきたい。

(イ) 平成28年度第2回原子力安全顧問会議

a 日時 平成28年12月19日(月) 14時30分～17時15分

b 場所 県庁第32会議室

c 議題

- 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について

- ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査状況について
- ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査状況について平成28年度原子力防災に係る取組について
- d 結果（特定重大事故等対処施設等についてのみ）

中国電力が平成28年9月13日に開催された1回目の審査会合の審査状況を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われました。

(ウ) 令和6年度第2回原子力安全顧問会議

- a 日時 令和6年8月20日（火）11時～12時15分
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 議題
 - ・能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れに対する回答
 - ・島根原子力発電所2号機の安全対策工事の実施状況
 - ・島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に係る審査状況
- d 結果（特定重大事故等対処施設等についてのみ）

中国電力がこれまでの審査状況を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われました。

(エ) 令和6年度第4回原子力安全顧問会議

- a 日時 令和6年11月21日（木）13時～14時
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 出席者 県原子力安全顧問（10名）

占部顧問、藤川顧問、甲斐顧問、富永顧問、片岡顧問、牟田顧問、望月顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問
県危機管理部長、米子市、境港市他
- d 議題
 - ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の審査結果の確認について
 - ・島根原子力発電所2号機の安全対策について
- e 結果（特定重大事故等対処施設等についてのみ）

これまでの原子力安全顧問会議での議論や原子力規制委員会が公開した審査書等の検証・確認が行われ、原子力安全顧問の意見として取りまとめました。

<顧問意見の概要>

核セキュリティ上、公表されていない部分もあるが、公表された範囲において原子力規制委員会による審査が適切に行われていることを確認したことから、審査結果は妥当なものと判断する。なお、信頼性向上のためのバックアップ施設ではあるものの、5年の猶予に限らず可能な限り速やかに設置すること、住民への分かりやすい丁寧な説明により信頼を得ることが必要である。

ウ 県・市の行政職員への説明

2県6市の自治体職員は、中国電力から特定重大事故等対処施設等の審査状況等について説明を受けました。

回数	開催日	内容
第20回	平成28年9月27日	特定重大事故等対処施設等の審査状況について
第37回	令和5年5月16日	設計及び工事の計画認可申請の審査状況について 特定重大事故等対処施設等の審査状況について
第38回	令和6年4月4日	保安規定変更認可申請の審査状況について

		特定重大事故等対処施設等の審査状況について 1号機の廃止措置計画変更認可申請の審査状況について
--	--	--

エ 議会への説明

令和6年9月13日の地域県土警察常任委員会で、原子力規制庁から2号機の設計及び工事の計画、保安規定変更、特定重大事故等対処施設等の審査概要について、国（原子力規制庁、内閣府、経済産業省）から4月の申入れに対する回答について議会に説明しました。

また、同年11月29日の同常任委員会で、原子力安全顧問及び米子・境港市の住民代表から意見聴取を行ったことを報告、同年12月17日の同常任委員会で、米子市及び境港市の意見を基本に原子力安全顧問、住民及び県議会の意見を踏まえ、中国電力への回答案、国への要望案について議会に報告しました。

オ 住民への説明

(ア)令和6年度第2回原子力安全対策合同会議

中国電力が原子力規制委員会の審査結果を反映した特重施設等の安全対策について、原子力安全顧問が令和6年11月21日の原子力安全顧問会議で取りまとめた顧問意見について説明し、2市の委員及び傍聴者から意見を聴取しました。

- a 日時 令和6年11月24日（日）16時30分～17時40分
- b 場所 米子ワシントンホテルプラザ
- c 出席者 米子市 米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員（32名中23名）
境港市 境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員（33名中17名）
県原子力安全顧問（6名）

占部顧問、北田顧問、望月顧問、富永顧問、香川顧問、梅本顧問
中国電力株式会社 三村常務執行役員電源事業本部島根原子力本部長
県 平井知事、水中危機管理部長 他

d 議題

- ・島根2号機の特定重大事故等対処施設等の概要
- ・島根2号機の特定重大事故等対処施設等の審査結果に対する原子力安全顧問意見
- ・島根2号機の安全対策

e 主なコメント

[平井知事総括]

いただいた意見等や県、市議会の意見を踏まえ、引き続き中国電力や国に意見を言い、地域の安全を確保してまいりたい。また、監視体制を強化していく。

[伊木市長コメント]

特定重大事故等対処施設等については設置完了までの猶予期間があるが、速やかな設置を求める。

[伊達市長コメント]

住民説明会の開催要望も多く、適切に開催してまいりたい。



（6）原子炉設置変更許可に関する審査

平成25年12月25日の申請から合格までの約7年9ヶ月の間に審査会合が184回、現地確認が6回実施され、地震や津波の大きさ、火山灰や火災や竜巻等への対策、全ての電源を喪失するような重大事故への対策が議論となりました。

令和3年4月30日に審査はほぼ終わり、5月10日（第1回）・6月14日（第2回）・6月17日（第3回）、9月6日（第4回）に中国電力（株）は審査における指摘を反映させた補正書を提出し、6月23日の原子力規制委員会で、島根原子力発電所2号機が新規制基準に適合していることを示す「審査書（案）」が了承されました。6月24日～7月23日に行った審査書へのパブリックコメント（科学的・技術的意見の募集）で

156件の意見がありましたが、原子力規制委員会は意見を踏まえても修正すべき大きな点はない判断し、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえて、9月15日の定例会合で島根原子力発電所2号機の原子炉等規制法に基づく設置変更許可申請に関する審査書を正式決定し、許可証を交付しました。審査合格は全国10原発17基目、事故を起こした福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型炉（BWR）では4原発5基目です。

ア 原子力規制委員会による審査結果

原子力規制委員会による審査結果は以下のとおり。審査会合の回数は184回（平成25年度：4回、平成26年度：36回、平成27年度：32回、平成28年度：11回、平成29年度：7回、平成30年度：12回、令和元年度：49回、令和2年度：31回（2回の非公開審査会合を含む）、令和3年度：2回）に上り、現地調査は計6回（平成26年12月19日、平成27年2月5日・6日、10月29日・30日、平成29年8月28日、平成30年11月15日・16日、令和元年9月20日）行われました。

2号機の審査中（令和3年4月21日）に、震源を特定せずに策定する地震動に関する基準が改正され、過去の地震動の観測記録の収集・分析を基に作成した全国共通で使える「標準応答スペクトル」に基づく評価が求められ、評価したところ、宍道断層を基に策定した現行の基準地震動を下回るため、基準地震動の変更が不要であると説明し、設置変更許可取得後の令和3年12月8日に原子力規制委員会に認められました。

主要な審査項目		主な審査結果等
審査の申請概要、主要な論点、審査会合の進め方		地震・津波関係のこれまでの審査の指摘を反映させた資料を提出した。設置変更許可申請の補正書を提出した。
地震	敷地及び敷地周辺の地下構造	地下構造モデルは増幅の大きい3号機地盤の値を採用した。
	震源を特定して策定する地震動	宍道断層（約39km）と敷地前面海域の断層（約48km）を検討用地震として採用した。
	震源を特定せずに策定する地震動	鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とした。
	基準地震動	820ガルとした。
	耐震設計方針	地震で建屋や機器が壊れないことを確認した。
	敷地の地質・地質構造	敷地内に破碎帯や活断層がなく、少なくとも後期更新世（約12～13万年前）以降の活動性は認められない。
津波	地盤・斜面の安定性	地震により地盤及び斜面が崩れることはない。
	基準津波	津波高さ11.6mとした。
重大事故対応	耐津波設計方針	地震や津波に対して防波壁は壊れないように、中詰材の改良や漂流物（漁船）の衝突対策を防波壁に施す。
	確率論的リスク評価（PRA）	重大事故対策がない状態を仮定して、事故シーケンスグループごとに重大事故へ至る確率を評価した。
	事故シーケンスの選定	PRA等の結果を踏まえて、それぞれの事故シーケンスグループごとに、最も厳しい事故シーケンスを選定した。
	有効性評価	選定された最も厳しい事故シーケンスに対して、有効な炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策を備えている。
	解析コード	重大事故対策の有効性評価に使う計算プログラム（解析コード）は5つである。
原子炉制御室		重大事故時に制御室でとどまる運転員の被ばく低減のた

		めに、空調の運転モードを切り替えることや待避室を設置する方針である。
	緊急時対策所	標高 50m の高台に設置した耐震構造の緊急時対策所が、電源、通信機器、被ばく低減設備等を有し、事故収束活動の拠点となる。
	フィルタ付ベント設備	格納容器の過圧破損を防ぐため、フィルタ付ベント設備を設置する。
	水素爆発防止対策	触媒式水素処理装置や水素濃度計の配備により水素爆発を防止する。
	有毒ガス防護 (追加審査項目)	中央制御室や緊急時対策所の事故対策要員に影響するような有毒ガス発生源が発電所内にないことを確認した。
	重大事故対応に必要な技術的能力	大規模損壊対応は、非公開の審査会合で確認された。重大事故収束作業のための可搬型設備の保管場所と運搬ルートは地震や津波の影響を受けないところに設定されている。
	残留熱代替除去系(追加審査項目)	格納容器の圧力と温度を下げるために残留熱代替除去系を設置する。
設計基準事故対策	内部溢水	地震による配管破断や津波による浸水等によって建物内部で漏水が発生しても、安全上の機能が損なわれないように、堰や水密扉、防水壁等の対策をする方針である。
	火災	建物内での火災を想定し、耐火壁による延焼防止、火災感知器や自動消火器の設置によって対策をする方針。想定しうる森林火災や航空機落下による火災については、原子炉施設までの離隔距離が確保されているため影響がない。
	竜巻 (影響評価・対策)	竜巻の最大風速を 92m/s とし、竜巻による飛来物から施設を防護する対策（固縛、竜巻防護ネット等）をする方針である。
	火山 (影響評価・対策)	発電所で想定する火山灰層厚を 56 cm と設定。発電所の施設は火山灰の影響を受けない。
	外部事象	設計上考慮すべき外部事象として、風、積雪、地すべり、土石流、航空機落下等を選定し、それらによる影響を受けないように機器が設計されている。
	静的機器の単一故障	多重性又や独立性が確保され、単一故障による機能喪失がないように機器を設計している。
	保安電源設備	2 本の外部送電線を独立して敷設している。非常用発電機は多重化と 7 日間の燃料確保を図っている。
	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路	可搬型照明を用意して誤動作の防止を図り、安全避難通路にも照明が用意されている。安全保護回路には不正アクセス対策をしている。
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	隔壁弁は十分な裕度をもって設計されており、追加対策をせざとも圧力バウンダリとして支障がない。
	通信連絡設備	発電所内外との通信連絡設備については多様性を確保し、外部電源が喪失しても通信できるようになっている。
	監視測定設備	可搬型モニタリングポストの代替設置位置や外部電源が喪失しても計測を継続できる設計になっている。
	共用設備	他号機と共にしている施設については、共用が安全性向

		上に寄与する設計になっている。
人の不法な侵入防止		柵による区域管理、カメラ等の監視設備、不正アクセス行為への対応等を行っている。
全交流動力電源喪失対策設備		原子炉の停止や冷却に十分な容量の直流電源設備を有している。
燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設		燃料プールに温度計を追加することや外部電源が喪失しても水位や温度の計測を継続できる設計になっている。
放射性廃棄物の処理施設		低レベル放射性廃棄物のドラム缶詰時に使用する固化材をプラスチックから燃えないセメントに変更する。
その他	原子力事業者の技術的能力	役割分担が明確化された組織が構築されて、教育訓練が行われ、運転及び保守を的確に遂行できるようになっている。
	品質管理に必要な体制の整備	設計に係る品質管理の実績及びその後の工事等に係る品質管理の方法等を記載した説明書を提出。

イ 中国電力(株)による説明

(ア)自治体向け説明会の開催 ※一般傍聴可

2県6市は、中国電力(株)より島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可の審査状況等について、以下のとおり、計35回の説明を受けました。

回数	開催日	内容
第1回	平成26年3月10日	3回目審査会合の概要説明
第2回	4月21日	4～6回目審査会合の概要説明
第3回	5月16日	7回目審査会合の概要説明
第4回	7月1日	8回目審査会合の概要説明
第5回	8月12日	9・10回目審査会合の概要説明
第6回	9月12日	11～13回目審査会合の概要説明
第7回	10月31日	14～19回目審査会合の概要説明
第8回	11月26日	20～23回目審査会合の概要説明
第9回	12月25日	24・25回目審査会合の概要説明
第10回	平成27年2月12日	26～30回目審査会合の概要説明 島根原子力発電所の地下水対策について
第11回	3月16日	31～36回目審査会合の概要説明 海域活断層に係る追加調査結果の概要
第12回	4月17日	37～42回目審査会合の概要説明
第13回	5月29日	44～49回目審査会合の概要説明
第14回	7月10日	50～58回目審査会合の概要説明
第15回	9月3日	59～63回目審査会合の概要説明
第16回	12月22日	64～69回目審査会合の概要説明
第17回	平成28年1月28日	70回目審査会合の概要説明 宍道断層の評価
第18回	4月21日	71～72回目審査会合の概要説明
第19回	7月22日	73～77回目審査会合の概要説明
第20回	9月27日	78～79回目審査会合の概要説明
第21回	平成29年1月25日	80～82回目審査会合の概要説明
第22回	7月13日	83～84回目審査会合の概要説明
第23回	平成30年2月20日	85～90回目審査会合の概要説明

第24回	11月 1 日	91 ~ 96回目審査会合の概要説明
第25回	平成31年 3月18日	97 ~ 102回目審査会合の概要説明
第26回	4月22日	103 ~ 104回目審査会合の概要説明
第27回	令和元年 6月14日	105 ~ 107回目審査会合の概要説明
第28回	7月12日	109 ~ 112回目審査会合の概要説明
第29回	9月27日	114 ~ 121回目審査会合の概要説明
第30回	12月13日	122 ~ 131回目審査会合の概要説明
第31回	令和 2 年 6 月 24 日	133 ~ 155回目審査会合の概要説明
第32回	8月11日	157 ~ 163回目審査会合の概要説明 有効性評価、フィルタベントについて
第33回	11月 9 日	164 ~ 172回目審査会合の概要説明 (166回と169回目を除く)
第34回	令和 3 年 5 月 11 日	173 ~ 181回目審査会合の概要説明 標準応答スペクトルの基準地震動への影響、設置変更許可申請の補正概要
第35回	9月24日	184回審査会合の概要説明、設置変更許可の全体概要

(イ)原子力安全顧問への説明

会議等	回数
原子力防災専門家会議	3回（平成26年2月17日～同年9月16日）
原子力安全顧問会議	14回（平成26年11月25日～令和4年5月23日）
原子力安全顧問ヒアリング	13回（地震・津波、プラント、地下水等）

(ウ)鳥取県原子力安全対策合同会議への説明

回数	内容
平成28年度 第1回(5月22日)	1号機の廃止措置計画及び2号機の特重施設等（申請前）
平成29年度 第2回（3月29日）	2号機の審査状況について（基準地震動が審査で了承された後）
令和3年度 第1回（11月8日）	2号機の審査結果、島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制、国のエネルギー政策等（原子炉設置変更許可後）
令和3年度 第2回（11月22日）	原子力安全顧問会議意見の説明等
令和3年度 第3回（2月16日）	2号機の安全対策・避難対策等に関する米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の議論について

（7）設計及び工事の計画の認可に関する審査

令和3年9月15日に原子力規制委員会から2号機の原子炉設置変更許可を受けた中国電力（株）は、耐震計算の結果や詳細な設備設計について、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査を受け、令和5年8月30日に認可されました。

ア 設計及び工事の計画の審査の経緯

設計及び工事の計画の認可申請は原子炉設置変更許可と同じ平成25年12月25日ですが、審査が開始さ

れたのは原子炉設置変更許可直前の令和3年7月28日であり、設計及び工事の計画の認可の実質の審査期間は約2年1か月です。審査は主に非公開のヒアリング（495回）で行われ、公開の審査会合（9回）では中国電力(株)が主要な論点として提示した27個の論点に関する議論が行われました。

年月日	主な動き
平成25年12月25日	原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請
～	～原子炉設置変更許可の審査～
令和3年7月28日	設計及び工事の計画の認可の審査開始
9月15日	原子炉設置変更許可（審査合格）
10月1日	1回目の補正書提出：耐震計算書や強度計算書等の追加
12月7日	審査会合（1回目：審査会合で説明する論点の抽出）
12月22日	2回目の補正書提出：耐震計算書や強度計算書等の追加
令和4年3月28日	3回目の補正書提出：耐震計算書や強度計算書等の追加
3月29日	審査会合（2回目：4つの論点（ブローアウトパネル閉止装置等）を説明）
5月25日	4回目の補正書提出：耐震計算書や強度計算書等の追加
6月14日	審査会合（3回目：5つの論点（高エネルギーアーク火災対策等）を説明）
7月28日	5回目の補正書提出：耐震計算書や強度計算書等の追加
9月1日	審査会合（4回目：6つの論点（防波壁や地下水位等）を説明）
10月31日	6回目の補正書提出：耐震計算書や強度計算書等の追加
12月1日	審査会合（5回目：5つの論点（防波壁や漂流物衝突荷重等）を説明）
12月23日	7回目の補正書提出：耐震計算書や強度計算書等の追加
令和5年2月7日	審査会合（6回目：7つの論点（耐震設計や防波壁等）を説明）
3月2日	審査会合（7回目：12つの論点（漂流物対策工や土石流影響評価等）を説明）
3月30日	審査会合（8回目：6つの論点（防波壁等）を説明）
4月20日	審査会合（9回目：1つの論点（火災報知器の配置）を説明）
6月22日	8回目の補正書提出：審査内容の反映
7月21日	9回目の補正書提出：記載の適正化
8月30日	設計及び工事の計画の認可

イ 設計及び工事の計画の審査の概要

設計及び工事の計画の認可の審査における確認のポイントは、以下の(ア)から(ウ)の3つであり、(ア)と(イ)が審査の論点として公開の審査会合で確認され、(ウ)は非公開のヒアリングで確認されました。公開の審査会合で確認された論点はほとんどが耐震設計と防波壁に関するものであり、審査での指摘を踏まえて中国電力(株)が設計を変更したところはありません。

(ア) 原子炉設置変更許可の審査で、設計及び工事の計画の認可の審査で議論すると申し送りをした項目や他プラントの審査で議論となった事項について、原子力規制委員会の了承を得るもの

- ・地震応答解析における入力地震動の評価
- ・地震応答解析モデルにおける建物基礎底面の付着力の設定
- ・地震動に関する解析モデルの変更
- ・基準地震動に対する各設備（防波壁、サプレッション・チェンバ、主蒸気配管、取水槽ガントリクリーン、取水槽、復水器、抑止杭を打ち込んだ斜面等）の健全性の確認
- ・設計上の地下水位の設定
- ・防波壁に設置する漂流物対策工の詳細
- ・ブローアウト閉止装置の詳細

(イ) バックフィット案件や原子炉設置変更許可の審査時から設計変更をしたところについて、原子力規制委員会の了承を得るもの

- ・高エネルギーアーク火災への対策（バックフィット）
- ・火災感知器の配置（バックフィット）

- ・ドライウェル水位計の設置高さ変更
- ・格納容器酸素濃度計及び水素濃度計の測定範囲変更
- ・第4保管エリアの形状変更
- ・放射性物質吸着材の設置場所変更
- ・除じん系ポンプの設置場所変更

(ウ) 原子炉設置変更許可の審査において、具体的数値をもって既に審査された項目であり、改めて説明をして原子力規制委員会の了承を得るもの

- ・火山対策（降下火砕物対策）
- ・竜巻対策
- ・外部火災対策
- ・溢水対策
- ・常用電源（外部電源）の信頼性向上
- ・上記の（ア）及び（イ）で議論する設備を除く重大事故等対処施設（フィルタベントや水素結合装置、残留熱代替除去系、緊急時対策所等）

ウ 中国電力(株)による説明

(ア)自治体向け説明会の開催 ※一般傍聴可

2県6市は、中国電力(株)より2号機の設計及び工事の計画の認可の審査状況等について、以下のとおり説明を受けました。

開催日	概要
令和4年7月11日	審査会合1回目（令和3年12月7日）～3回目（令和4年6月14日）の概要とヒアリングの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な論点の抽出 ・ブローアウトパネル閉止装置 ・高エネルギーアーク火災対策 等
令和5年5月16日	審査会合4回目（令和4年9月1日）～9回目（令和5年4月20日）の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・漂流物衝突荷重の設定 ・設計地下水位の設定 ・防波壁の健全性評価 ・耐震評価（取水槽、機器・配管系への制震装置） ・漂流物対策工の詳細設計結果 ・土石流影響評価 ・防波壁直下の改良地盤の品質確認結果 ・火災報知器の配置 等

(8) 保安規定変更認可申請に係る審査

令和3年9月15日の島根2号機の原子炉設置変更許可後、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の内容を反映させる補正が令和5年1月31日に行われ、保安規定変更認可申請に係る審査が始まりました。その後、フィルタベントを原子炉建物等の水素爆発防止対策として位置付ける補正、審査を踏まえた組織見直しの補正、令和6年5月17日に認可された廃止措置計画変更を反映（放射性液体廃棄物の基準値見直し）する補正を行い、33回のヒアリング、5回の審査会合を経て、令和6年5月30日に認可されました。

※ 保安規定変更認可申請の補正としては、平成26年2月13日から平成29年12月25日にかけて、新規制基準への対応外の補正を7回行っており、補正の合計回数は11回です。

ア 保安規定変更認可申請の審査の経緯

年月日	内容
平成25年12月25日	原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請、保安規定変更認可申請
～	～原子炉設置変更許可の審査～
令和3年9月15日	原子炉設置変更許可（審査合格）
令和5年1月31日	保安規定変更認可申請の補正書提出
3月28日	審査会合（1回目：1月31日に提出した補正書の概要を説明）
12月7日	審査会合（2回目：1回目の審査会合での指摘（体制見直し等）に回答）
12月21日	9回目の補正書提出（新規制基準対応としては2回目の補正） (原子炉建物等の水素爆発防止対策としてのフィルタベントの位置づけ)
令和6年2月22日	審査会合（3回目）
3月28日	審査会合（4回目）
4月18日	審査会合（5回目）
4月25日	10回目の補正書提出（新規制基準対応としては3回目の補正） (審査を踏まえた組織見直し)
5月23日	11回目の補正書提出（新規制基準対応としては4回目の補正） (5月17日に認可された廃止措置計画変更の反映)
5月30日	保安規定変更認可

イ 審査におけるポイント

保安規定変更の内容は以下の（ア）から（ウ）の3つであり、保安規定審査基準に合致するかどうかについて審査されました。なお、（ア）及び（イ）は先行審査プラントでBWRである女川や柏崎刈羽とほぼ共通であり、（ウ）は中国電力オリジナルの変更です。

（ア）新規制基準の施行に伴う変更

a 新規制基準で追加されたSA設備について、以下の設定を追加

- 運転上の制限（LCO）の設定
- LCOを満足していることの確認方法（サーベイランス）
- LCOを満足していない場合に要求される措置（AOT）

※ 運転上の制限（LCO）とは、安全機能を確保するために必要と定めている各設備の台数や状態のことである。これを逸脱した場合（故障等により必要な台数を満たさない場合）には最終的には原子炉を停止することが必要となる場合がある

b 原子炉設置変更許可の審査で変更した設備の運用方法の反映

（イ）火災、溢水、火山影響、その他自然災害、有毒ガス、重大事故、大規模損壊等の発生時の体制に係る記載の追加

- 体制整備のための計画策定
- 要員の確保（教育訓練と配置）
- 資機材整備
- 活動を行うための手順の整備
- 定期的な評価と評価結果に基づく改善

※ 火災、溢水、地震等の自然災害、重大事故、大規模損壊に係る記載は新規制基準で当初（平成25年7月）から要求されていた事項であり、火山影響については平成29年12月14日、有毒ガスについては平成29年5月1日に追加された要求である。

（ウ）原子力安全文化の育成及び維持活動体制の見直し

中国電力では、これまでに点検不備問題（平成22年1月）、低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計の校正記録改ざん問題（平成27年6月）、サイトバンカ未巡視問題（令和2年2月）等が起こっており、さらに原子力規制庁から受領した特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド（以下「特重非公開ガイド」という。）を誤廃棄し、そのことを約6年間も原子力規制庁に報告をしていなかったことが令和3年6月に判明しました。当時の更田委員長から、中国電力がこの

問題を安全文化の劣化の兆候と捉えて、その改善に向けた体制や仕組みを保安規定の中で具体化し、安全文化が改善されているかどうかについて、原子力規制庁が保安規定変更の審査において審査するという企図の発言がありました。

その指摘を踏まえて中国電力は、特重非公開ガイドの誤廃棄とその報告遅れを原子力安全文化の劣化の兆候と捉えて、その対策を保安規定に盛り込み、併せて、原子力安全文化の育成及び維持活動に係る活動方針の策定は電源事業本部の内部で、協力会社を含めた組織や社員における原子力安全文化の監視・評価は電源事業本部の外部で行うように組織を見直しました。

(9) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより、炉心の損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の損傷を防止し、放射性物質の放出を抑制するための「特定重大事故等対処施設」の設置が求められています。例えば、原子炉建物から100m以上離れたところに、水や電源を供給する設備、原子炉制御室に変わる緊急時制御室、フィルタベント設備などを設置し、信頼性を高めるために送水車などの可搬型設備のバックアップ施設として常設します。テロ対策であることから、非公開で審査されています。

所内常設直流電源設備（3系統目）とは、外部電源が失われた場合に備えて設置している非常用ディーゼル発電機や蓄電池等の1系統目、万一の重大事故等が発生した場合に備えた高圧発電機車やガスタービン発電機等の2系統目の更なるバックアップとして重大事故等の対応に必要な設備へ電源を供給し、炉心の著しい損傷等を防止するために設置が求められている電源（直流電源）です。

特定重大事故等対処施設も所内常設直流電源設備（3系統目）もバックアップ施設であることから、経過措置期間が設定され、本体施設等に係る設計及び工事の計画の認可から5年以内の設置（島根2号機の場合は令和10年8月29日まで）が求められています。

ア 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）審査の経緯

24回の審査会合（原則非公開）、2回の現地調査を経て、令和6年10月23日に原子炉設置変更許可されました。令和7年1月31日に特定重大事故等対処施設の設計及び工事計画の申請を行いました。

年月日	内容
平成28年7月4日	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置変更許可申請
9月13日	審査会合（1回目：申請の概要）
令和4年2月28日	補正（1回目）
3月31日	審査会合（2回目：概要の再説明）
4月12日	審査会合（3回目）※非公開
5月24日	審査会合（4回目）※非公開
8月30日	審査会合（5回目）※非公開
9月27日	審査会合（6回目）※非公開
10月27日	審査会合（7回目）※非公開
11月22日	審査会合（8回目）※非公開
12月9日	審査会合（9回目）今後の審査の進め方や標準応答スペクトルに関する検討等
12月15日	審査会合（10回目）※非公開
令和5年1月26～27日	現地調査（1回目）
2月14日	審査会合（11回目）※非公開
2月21日	審査会合（12回目）所内常設直流電源設備（3系統目）に関する審査
3月16日	審査会合（13回目）※非公開
4月7日	審査会合（14回目）※非公開

4月25日	審査会合（15回目）※非公開
4月27日	審査会合（16回目）所内常設直流電源設備（3系統目）に関する審査
7月28日	審査会合（17回目）※非公開
8月29日	現地調査（2回目）
10月26日	審査会合（18回目）※非公開
令和6年2月16日	審査会合（19回目）※非公開
	審査会合（20回目） ・所内常設直流電源設備（3系統目）の地質・地質構造 ・日本海南西部の海域活断層の長期評価を踏まえた基準地震動の年超過確率への影響
3月1日	審査会合（21回目） ・所内常設直流電源設備（3系統目）の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
3月15日	審査会合（22回目）※非公開
5月17日	審査会合（23回目）※非公開
7月5日	審査会合（24回目）※非公開
7月31日	補正（2回目）
9月4日	特定重大事故等対処施設の審査書案の了承
9月11日	所内常設直流電源設備（3系統目）の審査書案の了承
10月23日	原子炉設置変更許可
令和7年1月31日	特定重大事故等対処施設の設計及び工事計画の申請

イ 審査の概要

（ア）特定重大事故等対処施設

原子力規制委員会は、発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力、特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力、原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認について、基準等に照らして適合していることを確認しました。

（イ）所内常設直流電源設備（3系統目）

原子力規制委員会は、発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力、重大事故等対処設備及び重大事故等対処に係る技術的能力の確認について、基準等に照らして適合していることを確認しました。

4. 島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る審査

平成30年5月22日、中国電力(株)から安全協定に基づき3号機の申請に係る事前報告があり、県は安全協定に基づき協議に応じることとしました。事前報告以降、中国電力(株)から鳥取県、米子市及び境港市、各議会、住民、専門家等に対して事前報告の内容について説明があり、8月6日に中国電力(株)に対し事前報告に係る意見を留保する旨の回答を行いました。

8月10日、中国電力(株)は原子力規制委員会に新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可申請を行いました。

島根3号機は平成17年12月に着工（工事計画認可証の受領）し、現在も建設中です。

(1) 原子炉設置変更許可に関する審査

中国電力(株)は平成30年に3号機の原子炉設置変更許可を申請しましたが、2号機の審査を優先したため、本格的な審査は行われていませんでした。令和3年9月15日に2号機が審査に合格（原子炉設置変更許可）し、令和3年12月22日に補正書を提出したことから、約4年ぶりに審査会合が開催されました。

ア 補正申請

令和3年12月22日、中国電力(株)は適合性審査における基準地震動のうち、「震源を特定せず策定する地震動」に関する項目について、新規制基準が改正（令和3年4月21日改正）されたことを受け、2号機の設置変更許可を踏まえた内容に補正した3号機の原子炉設置変更許可申請に係る補正書（1回目）を、原子力規制委員会に提出しました。

令和4年6月29日、中国電力(株)は適合性審査において想定する自然災害（津波、火山、竜巻）の評価について、2号機の設置変更許可を踏まえた内容にするとともに、燃料装荷の前提を3号機単独の運転から2号機と3号機の同時稼働を想定とする内容に補正した補正書（2回目）を、原子力規制委員会に提出しました。

イ 原子力規制委員会による審査

3号機は地震によるチャンネルボックスの揺れを抑えるため、チャンネルボックスの板厚を厚くしています。これによる安全性への影響を評価するために最新の解析コードを使用するとしており、これまで解析コードの妥当性についての審査が行われていましたが、令和5年9月の審査会合で解析コードに関する審査は一旦終了しました。

令和7年2月までに開催された審査会合では、審査スケジュール、確率論的リスク評価（PRA）、地震・津波に係る審査が行われました。

開催日	内 容
平成30年9月4日	島根原子力発電所3号機に係る申請の概要
令和4年9月29日	解析コードの妥当性について説明
12月13日	解析コードの妥当性について説明
令和5年3月28日	解析コードの妥当性について説明
5月18日	解析コードの妥当性について説明
9月14日	解析コードに関する指摘事項に対する説明
令和6年6月25日	今後の進め方について説明
12月5日	確率論的リスク評価（PRA）について説明
令和7年2月6日	審査スケジュール、確率論的リスク評価（PRA）について説明
2月7日	地震・津波関係の申請概要について説明

（令和7年2月時点）

(2) 新規制基準適合性申請の提出に関する事前報告への対応

ア 鳥取県等における対応について

（ア）原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（平成30年5月28日）

中国電力(株)からの事前報告を受けて、3首長（知事、米子市長、境港市長）が今後の対応方針を確認しました。

a 事前報告を受けた今後の対応方針

- ・安全協定に基づき誠実に説明を聞くこととし、安全性を厳しく議論していく。
- ・まずは3首長への説明、その後、共同検証チーム、顧問会議など各方面への説明を要請する。

b 共同検証チームの取扱い

- ・共同検証チームにより、引き続き申請内容の検証を行う。

(イ)原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催（平成30年6月8日）

3首長が申請内容に関する中国電力(株)からの説明を受けるとともに、以下のことを申し入れました。

- ・個々の安全対策を説明するのではなく、例えば想定外の津波に対してどう切り抜けるかなど、住民が理解しやすいストーリーとして説明すべきである。
- ・住民への説明責任を果たすとともに、共同検証チームや顧問への説明も誠実に対応するなど、立地と同等の取扱いを行うこと。

(ウ)共同検証チームによる検証（10回開催）

共同検証チームは概要説明時から計10回の会議を開催し、3号機の概要に加えて、事前報告後は新規制基準適合性審査申請の内容について網羅的に確認しました。

	回数	開催日	確認項目
事前報告前	第1回	平成30年 4月18日	共同検証チームを設置し、今後の進め方等を構成メンバーで協議
	第2回	4月27日	3号機の概要、3号機が採用している ABWR の特性
	第3回	5月 8日	3号機の現地視察
	第4回	5月10日	現地視察を踏まえての安全対策及び福島事故を踏まえての対応
	第5回	5月11日	ABWRの詳細、安全対策及び福島事故を踏まえての対応
	第6回	6月13日	新規制基準適合性審査申請の内容（主に設計基準対応）
事前報告後	第7回	6月20日	新規制基準適合性審査申請の内容（主に重大事故等対応）
	第8回	6月26日	重大事故等対応、及び福島事故を想定した事故シナリオに沿って、個々の安全対策がどう機能するか
	第9回	7月10日	福島事故を想定した事故シナリオに沿って、安全対策がどう機能するか
	第10回	7月20日	人材の教育・訓練、緊急時対策所、テロ対策等

※7月17日に共同検証チームの代表者が東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号機を視察。

イ 鳥取県原子力安全顧問による検証（平成30年6月23日、7月13日）

原子力安全顧問会議を開催し、島根原子力発電所3号機に係る新規制基準適合性審査申請の内容について、次のとおり福島事故のような事故が起こらないかなど、それぞれの専門的知見に基づき原子力安全顧問に確認いただきました。

- ・耐震・耐津波機能や自然現象に対する考慮、電源の信頼性など設計において事故が起りにくくする対策が強化されていること。
- ・福島事故と同様なシビアアクシデントへの対策（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策等）がなされていること。

ウ 議会への説明

中国電力(株)が3号機の新規制基準適合性審査申請の内容をそれぞれの議会に説明しました。

- ・県議会議員全員協議会（平成30年6月14日）
- ・米子市議会全員協議会（平成30年7月12日）
- ・境港市議会（平成30年6月22日）

エ 中国電力(株)主催住民説明会等

(ア)中国電力(株)主催住民説明会（米子市：平成30年7月20日、境港市：平成30年7月6日）

3号機の申請内容に対する質疑応答が行われました。

(イ)原子力安全対策合同会議（平成30年7月24日）

3首長及び米子市、境港市の住民代表の方に対して、中国電力(株)が3号機の申請内容を説明し、住民代表の方から意見、質問が出されました。また、原子力安全顧問から顧問会議の総括意見が報告されました。

オ 鳥取県、米子市及び境港市の意見回答内容の集約

(ア)原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（平成30年8月1日）

島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請に係る事前報告への意見回答内容等について、米子市及び境港市において、議会との協議が行われたことから、知事が両市の考え方を聞くなど、意見交換を行いました。

(イ)意見回答内容に係る各議会との相談

中国電力(株)からの島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請事前報告に係る意見回答内容等について、執行部がそれぞれの議会と協議しました。

- ・県議会議員全員協議会（平成30年8月2日）
- ・米子市議会全員協議会（平成30年8月1日）
- ・境港市議会全員協議会（平成30年7月31日）

(3)事前報告に対する意見回答等

ア 中国電力(株)への事前報告に対する意見回答及び安全協定改定の申し入れ（平成30年8月6日）

知事から中国電力(株)平野副社長（当時）に、安全協定に基づく島根原子力発電所3号機新規制基準適合性審査申請の事前報告の可否に関して最終的な意見を留保するなどの回答を行うとともに、安全協定改定を強く申し入れました。

(ア)出席者

- a 烏取県 平井知事、野川副知事、岡村統轄監ほか
- b 中国電力(株) 平野代表取締役副社長執行役員ほか

(イ)発言概要

(平井知事発言要旨)

- ・島根3号機新規制基準適合性審査申請に係る事前報告の可否判断は見送り、最終的な意見は留保する。
- ・島根3号機の概要説明を受けている途中段階で事前報告があり、県内ではまだ議論が不十分である。
- ・（安全協定について）立地と同様の運用が行われていることは理解するが、やはり文言上担保がないのはおかしいではないかとの議論は払拭されることはなかった。
- ・これまで度々、立地並みの文言への改定を申し入れているが、叶えられていない。今、東海第二原発のような実質的事前了解権を明記する動きも出てきたところで局面も変わっている。是非改めていただきたい。

(平野副社長発言要旨)

- ・真摯に受け止め、誠意をもって対応していきたい。安全を第一に万全を期すとともに、説明責任を果たしていきたい。
- ・安全協定に問題については、知事の強い思いをしっかりと心に留め、引き続き誠意をもって地元の自治体の方々と協議していきたい。

(ウ)意見回答等の内容

(事前報告に係る意見回答要旨)

- ・事前報告に関する可否判断は見送り、最終的な意見は留保する。
- ・最終的な意見は規制委員会と中国電力(株)の説明を受け、改めて提出する。審査入りそのものは認める。
- ・意見回答にあたっては以下の条件を付すこととする（主なもの）。
①稼働に向けての一連の手続きは立地自治体と同等に対応すること。

②審査状況について住民説明会を開催し、わかりやすく丁寧に説明すること。

③地震・津波・火山について、最新の知見を反映させること。

④2・3号機の同時事故を含め重大事故対策を実施すること。

⑤避難経過の実効性の深化へ協力すること。

(安全協定改定の申し入れ要旨)

- 立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、安全協定の文言の修正と実効性ある対策・方策を強く求める。

イ 島根県への意見回答（平成30年8月6日）

鳥取県は、平成25年11月7日に島根県、鳥取県、米子市及び境港市が締結した「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、8月6日に島根県に鳥取県の意見を伝え、また、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に係る島根県の対応で特段の差支えがない旨回答しました。

ウ 国への要望活動の実施（平成30年8月6日）

中国電力(株)からあった島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告について、安全協定第6条に基づき、米子市及び境港市と連名で意見を回答したことから、国の権限等に関わる事項の履行等を求めて国への要望活動を行いました。

(ア)資源エネルギー庁への要望

a 要望者 平井知事、清水境港市副市長

b 要望の相手方 資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官 小澤典明

c 主な要望事項

- 安全協定については、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

d 相手方のコメント

- 安全協定については、電力会社に対して誠意を持って対応するよう指導する。

- 避難計画は自治体に任せきりにするのではなく、自治体と一つ一つ確認しながら国・自治体一体となって作っていく。

(イ)原子力規制委員会への要望

a 要望者 清水境港市副市長、安田危機管理局長、水中原子力安全対策監

b 要望の相手方 原子力規制庁総務課職員

c 主な要望事項

- 安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。
- 周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を電力事業者が責任もって行うよう審査及び指導すること。

d 相手方のコメント

- 要望は委員に伝える。

(ウ)内閣府（原子力防災）への要望

a 要望者 平井知事、清水境港市副市長

b 要望の相手方 内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中川雅治

c 主な要望事項

- 避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。
- 広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
- 避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

d 相手方のコメント

- 課題は十分に認識している。原子力防災対策は、原発があるかぎり稼働の有無にかかわらずしっかりと対応し、住民の安全と安心を確保していく。

- 原子力防災対策に係る経費（交付金）についても、要望に沿って、充実強化していくことを検討する。

